

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
1	平成23年度 諮問受理第26号	平成23年12月1日 付け大市民第6100号	平成23年10月5日	〇〇弁護士相談記録(2010.4/16)並びに市民の声No.1101-20042-001-01の根拠通知求む	市民局人権啓発・相談センター	平成23年10月18日付け大市民第6090号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成23年10月31日	処分の取り消しを求める。 通知＝法理を全く判断欠くのは、有り得ない。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「『〇〇弁護士相談記録(2010.4/16)並びに市民の声No.1101-20042-001-01を作成した根拠となる通知文書』を求めているもの」であると解し、「〇〇弁護士相談記録(2010.4/16)並びに市民の声No.1101-20042-001-01」の内容は事実の記録や本市の考え方を述べたものであるから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
2	平成23年度 諮問受理第27号	平成23年12月16日 付け大大保第1233号	平成23年8月30日	医療対策が判断する大阪市大病院が、異議申立人に対する前(〇〇病院)院末受診3ヶ月以上の「診療状況提供書」を見解示せる規定全部。	健康福祉局保健所 保健医療対策課	平成23年9月13日付け大大保第803号 不存在による非開示決定	紹介元の医師が発行された「診療情報提供書」の記載内容については、患者の診療にあたり、紹介先の医師が判断するものであり、保健所保健医療対策課がそれについて見解を示すものではないため、当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成23年9月30日	処分の取り消しを求める。 大阪市大病院の判断根拠と成っている為、規定不存在は、有り得ない。 実施機関では「良質かつ適切な医療を提供されること」を目的として、医療法第25条に基づき、定期的、又は必要に応じ、医療機関等に対し立入調査を実施し、その有する人員、若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査しているが、個別の診断内容については、医師の裁量・判断にかかわるものであり、実施機関ではこれについての調査や指導を行なう立場にないため、該当する公文書は存在しないものであることから、(か)欄に記載の決定を行った。
3	平成23年度 諮問受理第28号	平成23年12月16日 付け大大保第1235号	平成23年9月5日	私に関する囑託医見解が分かる文書。「保健所医療対策の大阪市大病院(〇〇科・〇〇科)の件で(健福局医療対策課が保有するもの)	健康福祉局保健所 保健医療対策課	平成23年9月20日付け大大保第853号 不存在による非開示決定	医療機関における個別の診断内容については、医師の裁量・判断にかかわるものであり、保健所保健医療対策課が判断する立場にないため、当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成23年9月30日	処分の取り消しを求める。 要項P.37「診療録」の点から判断する職責負う。 別紙とうり＝左右共 実施機関では、「良質かつ適切な医療を提供されること」を目的として、医療法第25条に基づき、定期的、又は必要に応じ、医療機関等に対し立入調査を実施し、その有する人員、若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査しているが、個別の診断内容については、医師の裁量・判断にかかわるものであり、実施機関ではこれについての調査や指導を行なう立場にないため、該当する公文書は存在しないものであることから、(か)欄に記載の決定を行った。
4	平成23年度 諮問受理第37号	平成24年1月24日 付け大健福第5221号	平成23年10月14日	大健福第6054・1098・2207号に示す、「全体的」が、特定出来る又は、分かる文書全部。 通知なら、指定せよ。 健福局へ請求	健康福祉局保護課	平成23年11月18日付け大健福第4090号 開示決定の取消し及び新たな開示決定	・平成18年9月29日付け社援保発第0929003号、社援指発第0929001号厚生労働省社会・援護局保護課長、厚生労働省社会・援護局総務部指導監査室長通知「生活保護制度における他法他施策の適正な活用について」2-(1)-イ ・平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」I-1-(3)	平成23年12月8日	処分の取り消しを求める。 他の大健福関連事案と相違する。 大健福第6151号参照。 (社援第2700号＝レセプト点検と有る。) 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「自立支援医療(精神通院医療)の適用の可否を調査することに関する規定を求めるもの」であると解し、(き)欄に記載の保有個人情報を特定し(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
5	平成23年度 諮問受理第38号	平成24年 1 月24日 付け大健福第5223号	平成23年10月31日	平成19年10月 7 日と平成20年 3 月23日医療要否意見書(〇〇診療所分)についての局の囑託医判断が分かる文又は、決済事項。健康福祉局へ	健康福祉局保護課	平成23年11月14日付け大健福第3952号 開示決定	〇〇診療所の医療要否意見書(平成19年11月から平成20年 4 月分、及び平成20年 5 月から平成20年10月分)	平成23年12月 8 日	処分の取り消しを求める。 大健福第2964号内訳「生野区役所の件」は不存在を交付と相違している。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「〇〇診療所の医療要否意見書を求めるもの」であると解し(き)欄に記載の保有個人情報を特定し(か)欄に記載の決定を行った。
6	平成23年度 諮問受理第40号	平成24年 2 月 2 日 付け大市民第6134号	平成23年10月14日	生野区役所・消センター・大阪市大病院の全部。人権室保有する異議申立人記録	市民局人権啓発・相談センター	平成23年10月27日付け大市民第6092号 開示決定	生野区役所・消費者センター・大阪市立大学附属病院にかかる人権啓発・相談センター相談担当課長の保有する請求者に関する記録	平成23年12月 8 日	処分の取り消しを求める。 内訳2件「生野区役所・消センター」は、22年12月開示決定した大市民第6013号と重複の為、以後分は、不存在。市民局も同一書開示有る。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「生野区役所・消費者センター・大阪市立大学附属病院にかかる人権啓発・相談センター相談担当課長の保有する異議申立人に関する記録を求めているもの」であると解し、(き)欄に記載の保有個人情報を特定して、(か)欄に記載の決定を行った。
7	平成23年度 諮問受理第42号	平成24年 3 月12日 付け大大保第1664号	平成24年 1 月27日	保健所医療対策が、大阪府癌対策Gへ大阪市大病院の2011(平成23)年 4 / 27・ 5 / 18に異議申立人(私)に対して診察室で行う行為確認している為、府市のやり取り録	健康福祉局保健所保健医療対策課	平成24年 2 月 8 日付け大大保第1511号 不存在による非開示決定	実施機関において、当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 2 月13日	処分の取り消しを求める。 本来、個別判断の為、異議申立人の件で確認有る。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を、異議申立人が平成23年 4 月27日及び 5 月18日に大阪市立大学医学部付属病院を受診した際の医療機関の対応について、実施機関が大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課がん対策グループ(以下「大阪府がん対策グループ」という。)に対し、確認を行った際の記録を求めているものとであると解し、平成24年 1 月13日に情報公開室(当時。現政策企画室)にて受付けた異議申立人からの「市民の声(供覧)『No.1201-10294-001-01』」を当時の健康福祉局総務課を通じて実施機関が受理したが、その内容にある大阪府がん対策グループの対応等について記載された主旨が実施機関ではよく理解できなかったため、大阪府がん対策グループに電話で問合せたが、特に記録には残していないことから、実施機関ではそのような公文書の作成はしておらず、存在しないものであることから、(か)欄に記載の決定を行った。
8	平成23年度 諮問受理第54号	平成24年 3 月30日 付け大市民第6158号	平成23年12月 8 日	人権啓発センター 〇〇センター長の平成23年 3 月当時の異議申立人から伝聞受けた記録	市民局人権啓発・相談センター	平成23年12月22日付け大市民第6108号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 1 月25日	処分の取り消しを求める。 記録の正確性が、判明しない。 大市民第6122号と関連している。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「人権啓発・相談センターの〇〇所長が平成23年 3 月に異議申立人から聞いた内容についての記録を求めているもの」であると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
9	平成23年度 諮問受理第55号	平成24年 3 月30日 付け大市民第6159号	平成23年12月 8 日	大市民第6092号内、大市民第6013号 開示以降の消費者センター分	市民局人権啓発・ 相談センター	平成23年12月22日付け大 市民第6110号 不存在に よる非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 1 月25日	処分の取り消しを求める。 事実関係不足は、おかしい。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「平成23年10月27日付け大市民第6092号で開示決定した異議申立人に関する記録のうち平成22年12月22日付け大市民第6013号開示決定通知書による開示が行われた以降の消費者センター関係の異議申立人に関する記録を求めているもの」であると解し、平成23年10月27日付け大市民第6092号で開示決定した異議申立人に関する記録は異議申立人自身の主張をまとめた文書であり、同文書開示以降に人権啓発・相談センターが消費者センターに関して作成した記録は存在しないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
10	平成23年度 諮問受理第56号	平成24年 3 月30日 付け大市民第6160号	平成23年12月 8 日	大市民第6092号内、大市民第6013号 開示以降の生野区役所分	市民局人権啓発・ 相談センター	平成23年12月22日付け大 市民第6111号 不存在に よる非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 1 月25日	処分の取り消しを求める。 事実関係次々浮上を不知の上、不正無い(平成23年12月○○課長主張)とは、矛盾だ。大市民第6058号内、○○弁護士は「相当理由」を指摘している。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「平成23年10月27日付け大市民第6092号で開示決定した異議申立人に関する記録のうち平成22年12月22日付け大市民第6013号開示決定通知書による開示が行われた以降の生野区役所関係の異議申立人に関する記録を求めているもの」であると解し、平成23年10月27日付け大市民第6092号で開示決定した異議申立人に関する記録は異議申立人自身の主張をまとめた文書であり、同文書開示以降に人権啓発・相談センターが生野区役所に関して作成した記録は存在しないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
11	平成23年度 諮問受理第57号	平成24年 3 月30日 付け大市民第6161号	平成23年12月 8 日	人権啓発・電話センターの持つ、異 議申立人に関する記録全部	市民局人権啓発・ 相談センター	平成23年12月22日付け大 市民第6112号 不存在に よる非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 1 月25日	処分の取り消しを求める。 窓口に有りながら、この間電話連携中(記録する○○責任者回答有る!)の約束より、不当決定だ。特に生野区と面談実施有る。(平成23年 8 月31日) 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「実施機関が行う人権相談業務の委託先が異議申立人から電話で受けた相談記録を求めているもの」であると解し、実施機関は、人権相談業務を委託しているが、委託業者に対して相談記録の提出を求めておらず、また提出も受けていないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
12	平成23年度 諮問受理第58号	平成24年 3 月30日 付け大市民第6162号	平成23年12月16日	別紙、社援保発第0330001号内、抜 粋、過去、「大情審答申第272号」別 表 1・2 表記に基づく、『相当理由』 P. 3 4 (2) イの点が分かる文書 (異議申立人分) 人権室	市民局人権啓発・ 相談センター	平成24年 1 月 4 日付け大 市民第6119号 不存在に よる非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 1 月25日	処分の取り消しを求める。 大市民第6001号→6013号に訂正部分(一部謝罪削除)有り、 実際、大健福第6054号に合わせている(一部謝罪)為、不当 処分。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人について厚生労働省文書平成18年 3 月30日付け社援保発第0330001号の 4 (2) イにある『相当な理由』に該当することが分かる文書を求めているもの」であると解し、市民局人権啓発・相談センターでは該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
13	平成23年度 諮問受理第59号	平成24年 3月30日 付け大市民第6170号	平成23年12月16日	人権啓発センター。○課長の保有する異議申立人の記録全部。	市民局人権啓発・相談センター	平成24年 1月 4日付け大市民第6120号 開示決定	○課長作成記録「異議申立人からのお申し出」	平成24年 3月12日	処分の取り消しを求める。又、6058号全件求めたのを一部開示決定でも有る。 実態欠く為、個人情報保護条例第 6・13条違反。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「人権啓発・相談センターの○課長が保管している異議申立人に関する全ての記録を求めているもの」であると解し、(き)欄に記載の保有個人情報を特定して、(か)欄に記載の決定を行った。
14	平成23年度 諮問受理第60号	平成24年 3月30日 付け大市民第6171号	平成23年12月16日	人権啓発センターの保有する異議申立人に関する記録中、人権相談(大市民第6013号表記)の見解が分かる文書。	市民局人権啓発・相談センター	平成24年 1月 4日付け大市民第6121号 開示決定	自立支援医療適用に係る行政行為について	平成24年 3月12日	処分の取り消しを求める。(虚像作成している)可能性無く、発行不要の健福局市民の声回答類見解有るのを当センターも認知済。又、「謝罪」に一部も全部も無い見解要した。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「人権啓発・相談センターが保管している異議申立人に関する記録のうち、人権相談を行った内容が分かる文書を求めているもの」であると解し、(き)欄に記載の保有個人情報を特定して、(か)欄に記載の決定を行った。
15	平成24年度 諮問受理第21号	平成24年 6月14日 付け大生保生第291号	平成24年 4月18日	自動発券を「無効処理」有りながら、自動発券継続する規定及び判断異議申立人の分 生野区役所	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成24年 5月 2日付け大生保生第121号 不存在による非開示決定	請求された保有個人情報については作成または取得していないため	平成24年 5月14日	処分の取り消しを求める。(事実と相違) 無効処理規定(大健福第5872・6289号・大生保生第121号)は、区の実施業務。レセプト点検が、無効処理可能に有る。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人に限定して生活保護に係る医療券の自動発券は無効処理があっても継続することができる規定や判断を求めているもの」であると解し、当該無効処理などの生活保護の医療事務を定めた大阪市総合福祉システム生活保護システム所属運用マニュアル(医療事務編)にはそのような記載がなく、また当然のことながら、マニュアルに異議申立人に限定した記述など存在しないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
16	平成24年度 諮問受理第22号	平成24年 7月 3日 付け大市民第5062号	平成24年 3月12日	○○は、「あっせん否定」する判決と成り、何故、何の判断も不要か分かるもの。 民法上「契約」は、有る。	市民局消費者センター	平成24年 3月23日付け大市民第5330号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 3月30日	処分の取り消しを求める。 交付済理由説明書と相違する。理由説明書個々の記載矛盾(転々)有。答申有何の判断も欠く!民法上、おかしい。判断求めるのを持論(異議申立人)と批判! 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「実施機関が異議申立人から受け付けた相談に係る関係書類一式のうち、異議申立人と当該事業者との民事訴訟に係る判決に関して、実施機関が判断不要とした理由部分を求めるもの」であると解し、本件相談対応は当該訴訟以前に既に終了しており、当該訴訟に係る判決について、実施機関が判断するものではないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
17	平成24年度 諮問受理第23号	平成24年 7 月 3 日 付け大市民第5065号	平成24年 3 月12日	〇〇は、「返金」を約束破るのが、何の判断も不要かが分かるもの。民法上「契約」は、有る。	市民局消費者センター	平成24年 3 月23日付け大市民第5331号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 3 月30日	処分の取り消しを求める。 民法上、おかしい。〇〇協会は、「悪徳商法」との見解。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「実施機関が異議申立人から受け付けた相談に係る関係書類一式のうち、『返金』を約束破る」ことについて、実施機関が判断不要とした部分を求めるものであると解し、本件相談対応について、占いというものの性質上または社会通念上占い師が「靈感がある」「当たる」といったことが不当であるとして斡旋を行ったものではなく、対応としては既に終了しており、その後の異議申立人と当該事業者との間での交渉において当該事業者が約束を破ったことについて、実施機関が判断するものではないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
18	平成24年度 諮問受理第24号	平成24年 7 月 3 日 付け大市民第5068号	平成24年 3 月12日	〇〇は、当社書面(電波障外有)や消センター確認する基地局作りを否定するのを何の判断も不要の分かるもの。判決肯定せよ。基地局作り無い!	市民局消費者センター	平成24年 3 月23日付け大市民第5332号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 3 月30日	処分の取り消しを求める。 理由説明書個々転々ながらも、何ら判断主張有。 判決否定の上、〇〇書面(認知済)をも無視。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「実施機関が異議申立人から受け付けた相談に係る関係書類一式のうち、当該事業者の基地局作りを否定することについて、実施機関が判断不要とした理由部分を求めるもの」であると解し、本件相談対応は異議申立人と当該事業者との間の民事訴訟により終了しており、当該訴訟に係る陳述内容について、実施機関が判断するものではないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
19	平成24年度 諮問受理第25号	平成24年 7 月 5 日 付け大生保生第360号	平成24年 5 月24日	生活保護法第50条の「指導」理由の記録。不正支給に対する規定(他法は、論外。規定欠く)生活保護課(局)・生野区役所局・区→当診療所への指導書面	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成24年 6 月 7 日付け大生保生第251号 不存在による非開示決定	請求された保有個人情報については作成または取得していないため	平成24年 6 月12日	処分の取り消しを求める。 大生生・大生保生等の同事案「理由説明書」は、指導しました明示に有り整合性欠く、市民の声No.1201-13840-001-01にも相違。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「実施機関が〇〇診療所に対して生活保護法第50条に基づく指導を行った理由を求めているもの」であると解し、同診療所に対し同条に基づく指導を行ったという事実はなく、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
20	平成24年度 諮問受理第41号	平成24年 8 月24日 付け大総務監第64号	平成24年 5 月16日	別紙「通知書」(平成24年 5 月11日)の結論に至る前回「通知書」と合わせて、審議内容。 大総務監第10号参照(私の件)公正職務担当	総務局監察課	平成24年 5 月30日付け大総務監第16号 開示決定	・大阪市公正職務審査委員会の審議結果について(第241回公正職務審査委員会で調査を実施しないこととされた案件(資料5))のうち、24-01-21に関する部分 ・大阪市公正職務審査委員会の審議結果について(第225回公正職務審査委員会 本調査を実施しなかった案件(資料5))のうち、23-01-164に関する部分 ・第225回大阪市公正職務審査委員会会議要旨のうち、23-01-164に関する部分	平成24年 7 月25日	処分の取り消しを求める。 調査記録の請求を行うも、異なる資料で有る。(通報記録) 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を、「別紙『通知書』」は公益通報第24 - 01 - 21号に関するものであり、また、「前回『通知書』」は公益通報第23 - 01 - 164号に関するものであることから、上記 2 件の公益通報の審議内容の開示を求めるものであると解し、(き)欄に記載の保有個人情報を特定して、(か)欄に記載の決定を行った。 なお、上記 2 件の公益通報に関しては、大阪市公正職務審査委員会の調査の要否の判断において、調査不要とされたものである。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
21	平成24年度 諮問受理第53号	平成24年10月25日 付け大市民第5222号	平成24年 5 月 1 日	大市民第5307号第3 - (1)16行目の「大阪市内は市役所拠点となるとの説明」を否定する記録。(規定も可)	市民局消費者センター	平成24年 5 月15日付け大市民第5037号 不存在による非開示決定	大阪市内は市役所拠点となる説明を否定した事実はないため、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 5 月24日	処分の取り消しを求める。 ○○副所長(当時)の私見では無かった実証。(事業の)申請規定不知が、実証される本件決定。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「実施機関が異議申立人に対して、『大阪市内は市役所拠点となるとの説明を否定した』記録を異議申立人の求めるもの」と解し、本件相談対応は異議申立人と当該事業者との間の民事訴訟により終了しており、市役所拠点となる説明を否定した事実はないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
22	平成24年度 諮問受理第54号	平成24年10月25日 付け大市民第5225号	平成24年 5 月 1 日	大市民第5308号第3 - 2の2行目「保護条例第28条に基づき、あっせんを行った」と分かる記録。	市民局消費者センター	平成24年 5 月15日付け大市民第5038号 不存在による非開示決定	相談記録には「保護条例第28条に基づき」と記載していないため、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 5 月24日	処分の取り消し求める。 表記との整合性欠く。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「実施機関が大阪市消費者保護条例第28条に基づきあっせんしたことが分かる記録を求めるもの」と解し、実施機関は本件相談に係る関係書類をすべて異議申立人に開示済みであり、それらの書類には「大阪市消費者保護条例第28条に基づき」という記載がなく、その他に個人情報を有していないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
23	平成24年度 諮問受理第60号	平成24年10月29日 付け大生保生第786号	平成24年 9 月 4 日	市民の声No.1001-11328-001-01は、「謝罪」を記述。尚、大健福第6054号・1098・2207号の「一部謝罪」の一部は記述欠く。(全面謝罪) 大健福第704号 当区市民の声No.1101-10425-001-01 1001-10428-001-01 1001-10408-001-01 1001-10543-001-01 1101-10829-001-01「事実を不知」記述。1101-11289-001-01 上記、全点「一部」記載(述)欠く。 「一部」の表記するもの。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成24年 9 月18日付け大生保生第607号 不存在による非開示決定	請求された保有個人情報については作成または取得していないため	平成24年 9 月28日	処分の取り消しを求める。 「全面謝罪じゃありません」(平成23年 3 月15日)の理不尽。 レセプト「神経症」を6・7貼り付け。「不存在」続きの上、行う。(20年 1 月～) 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「『全面謝罪』や『一部謝罪』と記録されたものを求めているもの」と解し、異議申立人に係る保護記録等にそのような記載はなく、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
24	平成24年度 諮問受理第72号	平成24年11月 7 日 付け大生保生第844号	平成24年 9 月28日	生保生第80号の証拠 生保生第81号の証拠(理由説明書の証拠)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成24年10月12日付け大生保生第695号 不存在による非開示決定	請求された保有個人情報については作成または取得していないため	平成24年10月17日	処分の取り消しを求める。 証拠無い理由説明書は、不正。生保生保第80号・生保生保第81号共「市民の声」証拠 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「不存在による非開示決定に対する異議申立てに係る実施機関理由説明書である大生保生第654号及び655号の証拠を求めているもの」と解し、保有個人情報が不存在であることを示す証拠となる保有個人情報は存在しないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
25	平成24年度 諮問受理第75号	平成24年11月 7 日 付け大生保生第850号	平成24年 9 月28日	大生保生第825号第3 - 3 ア「診療中」規定を「未診」(大健福第4419号「未診」)に行う当時、通知書A大生保生第106号「本人確認欠く」、第3 - 3 アの証拠	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成24年10月12日付け大生保生第700号 不存在による非開示決定	請求された保有個人情報については作成又は取得していないため	平成24年10月17日	処分の取り消しを求める。(実施との相違)本件は、不正「行政指導」は、法的根拠基づく実施。当医師は、保健所医療対策からの行政指導受けている(医師法第20条違反) 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「利用停止不承認決定に係る実施機関理由説明書である大生保生第825号第3 - 3 アの証拠を求めているもの」と解し、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
26	平成24年度 諮問受理第88号	平成24年12月20日 付け大保第1444号	平成24年 7月25日	大生保生第114号の2。○症の疑いは、前院・後院(○○クリニック)と異なる。何故、要認可が分かるもの。 ・医療対策	健康局保健所保健 医療対策課	平成24年 8月 8日付け大保第682号 不存在による非開示決定	実施機関において、当該保有個人情報をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 9月 4日	処分の取り消しを求める。 市民の声回答は、是認している。又、医師法・医療法の公開決定を多数行っている。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を、「○○病院が作成した異議申立人にかかる診療情報提供書の症状経過及び検査結果治療経過欄には『前医の○○試験の結果陽性となり、○○症と診断されているようです。』との記載があることに対して、大阪市立大学医学部附属病院の異議申立人にかかる診療報酬明細書の傷病名欄には『2。○○症の疑い』とされていることについて、実施機関がどのように判断・認可したのかを特定できる文書を求めているものである」と解し、個別の診断内容については、医師の裁量・判断にかかわるものであり、実施機関ではこれについての調査や指導を行う立場になく、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
27	平成24年度 諮問受理第102号	平成25年 2月19日 付け大福祉第4139号	平成24年11月15日	法25条 2 項を明示する市民の声回答	福祉局保護課	平成24年11月29日付け大福祉第3061号 開示決定	福祉局保護課(当時、健康福祉局生活福祉部生活保護担当)が請求人の「市民の声」で作成した、法25条 2 項を明示する次の受付番号の回答。 受付番号1101-10061-001-01、1101-10065-001-01	平成24年12月 3日	処分の取り消しを求める。(法第25条 2 項は、発行要件に当たらず) 当区「独自」より、当局は、発行当月「不知」(発行自体)の為、後付け(平成22年12月大健福第4419号)為、平成20年 3月発行当月の規定に成らず。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「実施機関が異議申立人に対して行った市民の声の回答のうち、生活保護法第25条第 2 項を記載したものを求めるもの」とであると解し、(き)欄に記載の保有個人情報を特定し(か)欄に記載の決定を行った。
28	平成24年度 諮問受理第104号	平成25年 3月11日 付け大生保生第1311号	平成24年12月17日	3 月後、レセプト返送有る答弁(大生総第号)より、平成19年10・11月分「不存在」認知の上、平成20年 3月病状照会 6・7 行う必要性分かる記録	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成25年 1月 4日付け大生保生第1089号 不存在による非開示決定	請求された保有個人情報については作成又は取得していないため	平成25年 2月 5日	処分の取り消しを求める。 大生保生第825号「理由説明書」必要主張有る。第 3 - 1・2・3 表明は、必要性の行政指導を答弁する。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「平成19年10月及び11月にレセプトがない中で、平成20年 3月に病状照会 6・7 を行う必要性がわかる記録を求めているもの」とであると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
29	平成24年度 諮問受理第108号	平成25年 3月29日 付け大福祉第4821号	平成24年 9月28日	大阪市大病院の件「市民の声」回答全部 生活保護課	福祉局保護課	平成24年10月12日付け大福祉第2411号 開示決定	福祉局保護課が請求人からの「市民の声」で作成した、大阪市立大学医学部附属病院に関する次の受付番号の回答。 受付番号1101-11101-001-01、1101-11611-001-01、1101-12628-001-01	平成25年 2月 5日	処分の取り消しを求める。 社援保発第0330001号除外する回答は、失当で有る。 他法他施策の活用を医療の件再三上記通知回答有る矛盾。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「実施機関が異議申立人に対して行った市民の声の回答のうち、大阪市立大学医学部附属病院に関するものを求めるもの」とであると解し、(き)欄に記載の保有個人情報を特定し(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
30	平成25年度 諮問受理第3号	平成25年4月3日 付け大市民第6003号	平成24年5月24日	大市民第6136号「法的解釈」の法律 法律・法令・法的根拠は、不存在 決定有。(当然の法理として、根本 的要す。)	市民局人権啓発・ 相談センター	平成24年6月7日付け大 市民第6073号 不存在に よる非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又 は取得しておらず、実際に存在しな いため。	平成24年6月12日	処分の取り消しを求める。 全く、不可思議・不自然な時限の整合性に無い。 「法的解釈」とは、法律に基づく。以外に有り得ず。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の 趣旨を「平成24年2月2日付け大市民第6136号実施機関理由 説明書によって異議申立人からの訂正請求に対して行われた 訂正不承認決定が適正かつ公正であるとした『訂正不承認と した理由』の根拠となる『法的解釈』の法律を求めているも の」であると解し、平成24年2月2日付け大市民6136号に記 載した「訂正不承認とした理由」はいずれも弁護士見解とし ての記載内容に関するものであり、根拠となる「法的解釈」 の法律は存在しないことから、該当する保有個人情報をそも そも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、 (か) 欄に記載の決定を行った。
31	平成25年度 諮問受理第4号	平成25年4月3日 付け大市民第6004号	平成24年5月24日	大市民第6121号「指導」理由の記録 市→当診療所への指導書面 大市民第6058号は、詳細不明と有。 大市民第6107号は、法律判断無と 有。	市民局人権啓発・ 相談センター	平成24年6月7日付け大 市民第6074号 不存在に よる非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又 は取得しておらず、実際に存在しな いため。	平成24年6月12日	処分の取り消しを求める。 大市民第6121号は、開示決定の為、個人情報保護条例第6～ 13条に基づく事と成り、整合性欠く。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の 趣旨を「平成24年1月4日付け大市民第6121号で開示決定し た『自立支援医療適用に係る行政行為について』に記載の 『自立支援医療適用の『指導』を行った』理由を記載した記 録を求めているもの」であると解し、当該「指導」を行った 理由を記載した記録は存在しないことから、該当する保有個 人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しない ことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
32	平成25年度 諮問受理第5号	平成25年4月3日 付け大市民第6005号	平成24年6月15日	平成24年2/27・4/18の合議に置 いて当時の関係職員が記録したもの 異議申立人の分	市民局人権啓発・ 相談センター	平成24年6月29日付け大 市民第6088号 不存在に よる非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又 は取得しておらず、実際に存在しな いため。	平成24年7月4日	処分の取り消しを求める。 他法の件を是正請求する場合(当日)。 記録不備は、以降の是正請求(速やかに)規定を悪質化。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の 趣旨を「平成24年2月27日及び同年4月18日に異議申立人が 本市職員を行った面談内容の記録を求めているもの」である と解し、当該面談内容の記録をそもそも作成又は取得してお らず実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行 った。
33	平成25年度 諮問受理第6号	平成25年4月3日 付け大市民第6006号	平成24年9月4日	大市民第6121号の証拠(大市民第 6101号参考) 大市民第6058・6090・6107号は、 証拠欠く。	市民局人権啓発・ 相談センター	平成24年9月18日付け大 市民第6109号 不存在に よる非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又 は取得しておらず、実際に存在しな いため。	平成24年9月28日	処分の取り消しを求める。 大市民第6110号等、6111号の理不尽。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の 趣旨を「平成24年1月4日付け大市民第6121号で開示決定し た『自立支援医療適用に係る行政行為について』の記載内容 に関する証拠を求めるもの」であると解し、同記載内容に関 する証拠は存在しないことから、該当する保有個人情報をそ もそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、 (か) 欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
34	平成25年度 諮問受理第7号	平成25年4月3日 付け大市民第6007号	平成24年9月4日	大市民第6121号の証拠(大情審答申第272号は、存在している=存続)	市民局人権啓発・相談センター	平成24年9月18日付け大市民第6110号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年9月28日	処分の取り消しを求める。 理不尽(大市民第6107号・6109号・6111号等) 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「平成24年1月4日付け大市民第6121号で開示決定した『自立支援医療適用に係る行政行為について』の記載内容に関する証拠を求めるもの」であると解し、同記載内容に関する証拠は存在しないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
35	平成25年度 諮問受理第9号	平成25年4月3日 付け大市民第6009号	平成24年9月28日	大市民第6107号の弁護士答弁証拠(物証) 大市民第6136号の弁護士答弁証拠(物証) 職員の代弁は信用性欠く。相談者への見解を答弁するのは当事者。又は、弁護士の承認を証明するもの。 (市民サービス事業逸脱せず立証せよ)	市民局人権啓発・相談センター	平成24年10月12日付け大市民第6128号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年10月17日	処分の取り消しを求める。 市民と弁護士の直接以外は、職員不信の為、信用出来ず。 現に、法律・法令・法的根拠「不存在」の法的見解で有る。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「平成23年12月22日付け大市民第6107号実施機関理由説明書で。〇〇弁護士が見解を示すにあたり判断を行った根拠、また平成24年2月2日付け大市民第6136号実施機関理由説明書で。〇〇弁護士の見解として示された相談記録票の記載内容に誤りがあると認められなかった根拠についてそれぞれ物証を求めているもの」であると解し、いずれの根拠についても物証は存在しないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
36	平成25年度 諮問受理第10号	平成25年4月3日 付け大市民第6010号	平成24年9月28日	大市民第6111号の証拠 大市民第6121号の証拠「法第50条の行政指導」を当診療所へ行う理由。 大市民第6058号内では、把握不足の推測を明示。(確定事実欠く)	市民局人権啓発・相談センター	平成24年10月12日付け大市民第6129号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年10月17日	処分の取り消しを求める。 根拠欠く見解は、有り得ず。ましてや、不承認行っている。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「平成24年9月18日付け大市民第6111号訂正不承認通知書の『訂正を行わない理由』の記載内容についての証拠、平成24年1月4日付け大市民第6121号で開示決定した『自立支援医療適用に係る行政行為について』の記載内容についての証拠を求めているもの」であると解し、いずれの記載内容についても証拠は存在しないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
37	平成25年度 諮問受理第12号	平成25年4月3日 付け大市民第6012号	平成24年10月31日	〇〇弁護士作成「回答書」(大市民第6121号以前)大市民第6016・6019号開示当日(H23.5月)、「予算」資料・「〇〇さま」明示資料10/17、大市民第6019号内欠く。	市民局人権啓発・相談センター	平成24年11月14日付け大市民第6139号 開示決定	〇〇弁護士の請求者に関する弁護士相談記録票	平成24年12月3日	処分の取り消しを求める。弁護士記録票請求しておらず。 請求は、「回答」表記。 〇〇弁護士→〇〇課長への回答書 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「平成24年1月4日付け大市民第6121号の開示決定を行う以前に〇〇弁護士が異議申立人に対して行った、〇〇課長が関連する内容についての回答書を求めているもの」であると解し、(き)欄に記載の保有個人情報を特定して、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
38	平成25年度 諮問受理第13号	平成25年 4 月 3 日 付け大市民第6013号	平成24年10月31日	大市民第6121号の基づく記録 例＝当区確認・当区確認等の収集記録	市民局人権啓発・相談センター	平成24年11月14日付け大市民第6140号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年12月 3 日	個人情報収集欠いて、個人情報開示決定は、当資料の失当及び不当。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「大市民第6121号で開示決定した『自立支援医療適用に係る行政行為について』の『基づく記録』を求めているもの」とであると解し、そのような記録は存在しないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
39	平成25年度 諮問受理第14号	平成25年 4 月 3 日 付け大市民第6014号	平成24年 4 月27日	〇〇職員と〇〇職員の平成23年12/22電話切りの「謝罪の場」調整記録(不当行為の件)	市民局総務課(総務グループ)・人権啓発・相談センター	平成24年 5 月10日付け大市民第6044号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 5 月14日	処分を取り消しを求む。 事実関係不明は、不道理。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「〇〇職員及び〇〇職員が電話を切ったことについて異議申立人が『謝罪の場』を調整した平成23年12月22日の記録を求めているもの」とであると解し、そのような記録は存在しないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
40	平成25年度 諮問受理第19号	平成25年 4 月15日 付け大生保生第47号	平成25年 2 月 5 日	社援保発第0330001号Ⅰ-4-(2)の根拠 [他法他施策の活用]→〇〇診療所分	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成25年 2 月18日付け大生保生第1260号 不存在による非開示決定	請求書に記載されている「〇〇診療所」に限定した根拠について作成又は取得していないため	平成25年 3 月15日	処分を取り消しを求める。 大生保生第429・758号等々の整合性欠く。証拠物件欠く。 大生保生第1263・1265号参照。備考点示すのは、大情審答申第272号相違する。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「〇〇診療所に限定して社援保発第0330001号 - 4 - (2) の根拠を求めているもの」とであると解し、診療所を限定した根拠は存在せず、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
41	平成25年度 諮問受理第20号	平成25年 4 月15日 付け大生保生第49号	平成25年 2 月 5 日	別紙「ケース記録票」H21・12・15、H12・12・16内16日に、〇〇症と記載有る分のレセプト求む。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成25年 2 月18日付け大生保生第1261号 不存在による非開示決定	〇〇病院〇〇科の平成22年 2 月、3 月及び平成23年 1 月のレセプトの傷病名欄に〇〇症と記載されたものが存在しないため	平成25年 3 月15日	処分を取り消しを求める。 病状把握原則を他法他施策の件では強調と相反する。 但し、市民の声回答には、当院(本件)の病状把握回答する。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「〇〇病院〇〇科の平成22年 2 月、3 月及び平成23年 1 月のレセプトのうち、傷病名に〇〇症と記載されたものを求めているもの」とであると解し、該当する保有個人情報をそもそも取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
42	平成25年度 諮問受理第33号	平成25年 5 月17日 付け大生保生第174号	平成25年 2 月 5 日	大生保生第758号と一致(合致)する市民の声の回答→条例第6条3項第1号引用可のわかるもの(本人を指すもの特定出来ず)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成25年 3 月21日付け大生保生第1386号 不存在による非開示決定	「診療状況に対する回答書」について、条例第6条第3項第1号を引用した市民の声に対する回答は存在しないため	平成25年 4 月11日	処分を取り消しを求める。 大生総第168号・169号は、法第25条2項・社保第117号示す回答決定有。元来、平成21～22度の市民の声回答は、「該当」根拠不明(ア示すのみ)。下記続く、大生保生第14・15・16・17号(←大生保生第1316号・大福祉第451号示す) 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「『診療状況回答書』について、大阪市個人情報保護条例第6条第3項第1号を引用した市民の声に対する回答を求めているもの」とであると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
43	平成25年度 諮問受理第34号	平成25年 5 月17日 付け大生保生第 176号	平成25年 3 月15日	生野区役所生活支援担当は、市民の 声No.1001-11064-001-01とうり、当 院分「〇〇科」のもの求む。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成25年 3 月29日付け大 生保生第1439号 不存在 による非開示決定	〇〇病院「〇〇科」から医療要否意 見書は提出されていないため	平成25年 4 月11日	処分の取り消しを求める。不承認決定理由との整合性計れず！！ 大情審第272号・322号（大健福第6290号・大福祉第1317・1951号・大生保生第574号・大市民第6127号）、大生保生第33・640号・大生保生第429・758号等々の審議会分「不承認」（同案）決定有る証拠不明。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「〇〇病院〇〇科の医療要否意見書を求めているもの」とであると解し、該当する保有個人情報をそもそも取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
44	平成25年度 諮問受理第35号	平成25年 5 月17日 付け大生保生第 178号	平成25年 3 月15日	生野区役所生活支援担当は、「神経 性障害」市の認定分かるもの求む	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成25年 3 月29日付け大 生保生第1440号 不存在 による非開示決定	記載された保有個人情報については 作成又は取得していないため	平成25年 4 月11日	処分の取り消しを求める。不承認決定理由との整合性計れず！！ 大情審第272号・322号（大健福第6290号・大福祉第1317・1951号・大生保生第574号・大市民第6127号）、大生保生第33・640号・大生保生第429・758号等々の審議会分「不承認」（同案）決定有る証拠不明。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「実施機関が『神経性障害』を自立支援医療に認定した事が記録されたものを求めているもの」とであると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
45	平成25年度 諮問受理第36号	平成25年 5 月17日 付け大生保生第 180号	平成25年 3 月15日	大生保生第429号の医療対策示す点を 当職の見解代弁かの記載に当書面わ かるもの（つまり、医療対策が、行 政指導無い証拠）	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成25年 3 月29日付け大 生保生第1443号 不存在 による非開示決定	記載された保有個人情報について は、作成又は取得していないため	平成25年 4 月11日	処分の取り消しを求める。不承認決定理由との整合性計れず！！ 大情審第272号・322号（大健福第6290号・大福祉第1317・1951号・大生保生第574号・大市民第6127号）、大生保生第33・640号・大生保生第429・758号等々の審議会分「不承認」（同案）決定有る証拠不明。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「医療対策課の〇〇診療所に対する行政指導の有無が記載されたものを求めているもの」とであると解し、異議申立人に係る生活保護記録等にそのような記載がなく、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
46	平成25年度 諮問受理第37号	平成25年 5 月17日 付け大生保生第 182号	平成25年 3 月15日	大生保生第251・684・686号は、法第 50条を立証するもの「不存在」の 上、大生保生第1265号決定有るのは、 「神経症」不存在大生保生第 572・902号相違有る上、「神経性障 害」所見有るもの私の分求む	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成25年 3 月29日付け大 生保生第1445号 不存在 による非開示決定	記載された保有個人情報について は、作成又は取得していないため	平成25年 4 月11日	処分の取り消しを求める。不承認決定理由との整合性計れず！！ 大情審第272号・322号（大健福第6290号・大福祉第1317・1951号・大生保生第574号・大市民第6127号）、大生保生第33・640号・大生保生第429・758号等々の審議会分「不承認」（同案）決定有る証拠不明。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「神経性障害との所見が記載されたものを求めているもの」とであると解し、異議申立人に係る生活保護記録等にそのような記載がなく、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張 (こ)実施機関の主張
47	平成25年度 諮問受理第38号	平成25年 5月17日 付け大生保生第184号	平成25年 3月15日	私の異議申し立て事案中、大個審分の「社保第117号」表記有る「理由説明書」求む(全部)生野区分大生総第168・169号市民の声回答上、「社保第117号」表示。市民の声No.1101-10987-001-01示す	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成25年 3月29日付け大生保生第1446号 不存在による非開示決定	生野区役所保健福祉課生活支援担当が大阪市個人情報保護審議会に提出した「実施機関理由説明書」の中に、「社保発第117号」を引用したものはないため	平成25年 4月11日	処分の取り消しを求める。不承認決定理由との整合性計れず！！ 大情審第272号・322号(大健福第6290号・大福祉第1317・1951号・大生保生第574号・大市民第6127号)、大生保生第33・640号・大生保生第429・758号等々の審議会分「不承認」(同案)決定有る証拠不明。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「実施機関理由説明書のうち『社保発第117号』を引用したものを求めているもの」とであると解し、当該通知を引用したものがなく、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
48	平成25年度 諮問受理第39号	平成25年 5月17日 付け大生保生第186号	平成25年 3月21日	市民の声No.0901-10966-001-01(法第28条示す) 市民の声No.0901-11029-001-01(法第28条示す) 市民の声No.0901-11274-001-01(法第29条示す) 0901-11759-001-01(法第27条示す) 0901-12047-001-01(法第4条示す) ~ 求む(私の分)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成25年 4月 4日付け大生保生第13号 開示決定	市民の声 No.0901-10966-001-01、0901-11029-001-01、0901-11274-001-01、0901-11759-001-01、0901-12047-001-01	平成25年 4月11日	処分の取り消しを求める。<職権乱用「整合性欠く行為」有。>決定以降は、情報提供可(リーフレット)大生保生第579号「不」有って、 ア決定する。(社援保発第0330001号Ⅰ-4(2)) 大情審答申第272号「不」は、独自行為明確。(第5「判然としない」見解)又、区長決済・課決済欠く事態。答申第316号「同意書規定」は、 アとは、「不同意可規定」答申第322号「発行」規定は、 アとは、「行政指導」規定。 大福祉第451号・大生保生第1316・1260号の相違有。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「市民の声 №0901-10966-001-01、0901-11029-001-01、0901-11274-001-01、0901-11759-001-01、0901-12047-001-01を求めているもの」とであると解し、(き)欄に記載の保有個人情報を特定して、(か)欄に記載の決定を行った。
49	平成25年度 諮問受理第42号	平成25年 5月17日 付け大生保生第192号	平成25年 3月21日	生野区役所保有する市民の声回答内、次に示すもの求む。「情報得ず」「貴方からも聞いておらず」記載有る分並びに、ケース記録票部分	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成25年 4月 4日付け大生保生第16号 不存在による非開示決定	記載された保有個人情報については、作成又は取得していないため	平成25年 4月11日	処分の取り消しを求める。不承認決定理由との整合性計れず！！ 大情審第272号・322号(大健福第6290号・大福祉第1317・1951号・大生保生第574号・大市民第6127号)、大生保生第33・640号・大生保生第429・758号等々の審議会分「不承認」(同案)決定有る証拠不明。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「市民の声の回答のうち『情報得ず』『貴方からも聞いておらず』及び『ケース記録票の内容』と記載されているものを求めているもの」とであると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
50	平成25年度 諮問受理第43号	平成25年 5月17日 付け大生保生第194号	平成25年 3月21日	生野区役所は、 ア(通知上)「法令に基づく場合」示すもの求める。(大生保生第574・902号有る上で、1099・1170号決定、又、1265号決定有る為、論拠)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成25年 4月 4日付け大生保生第17号 不存在による非開示決定	記載された保有個人情報については、作成又は取得していないため	平成25年 4月11日	処分の取り消しを求める。不承認決定理由との整合性計れず！！ 大情審第272号・322号(大健福第6290号・大福祉第1317・1951号・大生保生第574号・大市民第6127号)、大生保生第33・640号・大生保生第429・758号等々の審議会分「不承認」(同案)決定有る証拠不明。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「社援保発第0330001号 -4-(2) ア上の法令に基づく場合を示すものを求めているもの」とであると解し、通知上に異議申立人に係る保有個人情報は存在しないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
51	平成25年度 諮問受理第44号	平成25年 5 月20日 付け大生保生第 203号	平成25年 4 月 1 日	社発第727号示す「診療録」私の分求む。診療録は、カルテ等示す。(大健福第3709号→答申第322号認定)本市独自作成書面は、上記通知上無い。前提「診療録」基づく、照会。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成25年 4 月11日付け大生保生第35号 不存在による非開示決定	上記にかかる保有個人情報については、作成又は取得していないため	平成25年 4 月22日	処分の取り消しを答申第299号大生保生「理由説明書」(当院分) 審議会提出の不整合より求める。「○○病院」大健福第3709号(大情審答申第322号案件)大健福第2711・5580号(大情審答申第322号案件)有り、法第25条 2 項有。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「診療録(カルテ)を求めているもの」であると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
52	平成25年度 諮問受理第45号	平成25年 5 月20日 付け大生保生第 205号	平成25年 4 月 1 日	社発第727号示す「診療録」私の分求む。診療録はカルテ等示す。大健福第3709号表示有、区も示す上記法令通知前提の照会文を決定する大生保生第1448号は、大個審第57号前提欠く判明示す。当区の前提求めている。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成25年 4 月11日付け大生保生第36号 不存在による非開示決定	上記にかかる保有個人情報については、作成又は取得していないため	平成25年 4 月22日	処分の取り消しを大生保生第429・758・33・640号の不整合より求める。「○○診療所」診療録・レセプト異なる場合有り、社発第727号は、実施機関決定事項でも有。大健福第3709号決定事項(大生保生第1085号) 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「診療録(カルテ)を求めているもの」であると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
53	平成25年度 諮問受理第64号	平成25年 6 月28日 付け大福祉第1065号	平成25年 5 月14日	福祉局保護課○○係長は、「家訪の件」・「転居申請の件」等の相談・質疑記録求む。	福祉局保護課	平成25年 5 月27日付け大福祉第562号 不存在による非開示決定	家庭訪問の件や転居申請の件に係るご質問等を電話で対応しましたが、特に記録は作成しておらず、実際に存在しないため。	平成25年 6 月 4 日	処分の取り消しを求む。個人情報保護条例第 6・13条示す。 ○○係長へ相談している。面談も数回、市役所で実施。又、作成、及び、取得を規定(条例)の為、私は、書面でも実施。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「福祉局保護課○○係長による訪問・転居にかかる電話対応記録を求めるもの」であると解し、そのような記録は作成しておらず、実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
54	平成25年度 諮問受理第66号	平成25年 7 月 3 日 付け大市民第351号	平成25年 3 月21日	大市民第1490号の私に関する記録(分かるもの)求む。	市民局総務課総務グループ	平成25年 4 月 2 日付け大市民第 8 号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成25年 4 月11日	処分の取り消しを求める。発行事前での、規定上反す条例第 7 条・大健福第1918号反す!本人未確認を「全面謝罪」(H 22 . 2 / 19)風化する。 国の告示「重度かつ継続」有り、福祉のあらまり(冊)P . 22示す!→末診は。全く論外に有!! 生野区役所との整合性計れずは、勿論の事、福祉局保護課との当時同局内、不整合化す。何より、こころの健康センター見解を区は争う。(大保第1888・1894号、大福祉第3571、大健こ第258・580号) 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「実施機関が行った平成25年 3 月11日付け大市民第1490号による部分公開決定の対象文書中の異議申立人に関する個人情報を求めるもの」であると解し、当該対象文書において個人情報は非公開であるため、当該対象文書に異議申立人を識別することができる個人情報は含まれていないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
55	平成25年度 諮問受理第67号	平成25年7月3日 付け大市民第6085号	平成25年3月21日	人権啓発センターの大市民第6121号は、6167・6127号有り、6139号前提のものと成るが、ア(通知上)「法令に基づく場合」示すもの求む。行政指導根拠(利用停止拒否事由分かるもの)是正請求の処理通知不交付理由にも値する。	市民局人権啓発・相談センター	平成25年4月3日付け大市民第6029号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成25年4月11日	処分の取り消しを求める。発行事前での、規定上反す条例第7条・大健福第1918号反す！本人未確認を「全面謝罪」(H22.2/19)風化する。 国の告示「重度かつ継続」有り、福祉のあらまり(冊)P.22示す！→未診は。全く論外に有！！ 生野区役所との整合性計れずは、勿論の事、福祉局保護課との当時同局内、不整合化す。何より、こころの健康センター見解を区は争う。(大大保第1888・1894号、大福祉第3571、大健こ第258・580号) 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「平成24年1月4日付け大市民第6121号は、平成24年12月17日付け大市民第6167号、平成24年10月5日付け大市民第6127号、平成24年11月14日付け大市民第6139号を前提とし、厚生労働省文書『平成18年3月30日付け社援保発第033001号生活保護行政を適正に運営するための手引きについて』ア(通知上)『法令に基づく場合』であることを示すものを求めているもの」であると解し、平成24年1月4日付け大市民第6121号より後に作成された平成24年12月17日付け第6167号、平成24年10月5日付け第6127号、平成24年11月14日付け第6139号に基づいて同第6121号が作成されることは無く請求の趣旨に誤りがあり、また、同6121号の根拠となる法令等は存在しないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
56	平成25年度 諮問受理第68号	平成25年7月4日 付け大生保生第435号	平成25年4月22日	生野区役所生活支援は、4/11総合法律相談センター「生活保護相談」した。○弁護士の電話有った記録求む。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成25年5月7日付け大生保生第138号 不存在による非開示決定	請求された保有個人情報については、作成又は取得していないため	平成25年6月4日	処分の取り消しを求む。大阪弁護士会総合法律相談センター「生活保護専門相談」の案件。 取得している。4/11、夕方、○○弁護士は、[○○・○○]職員へ、4/15転居申請行く(異議申立人)為、受理する様、連絡有るのを[○○・○○]職員主張有。(○○同席)(大生保生第151・154号「不」決定も有) 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「○○弁護士から連絡があった記録を求めているもの」であると解し、電話があったことについては生活保護の実施上記録する必要がないと判断したため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
57	平成25年度 諮問受理第71号	平成25年7月23日 付け大生保生第506号	平成25年5月23日	大生保生第569号求む。(再請求可)(大個審答申第58号は、60日内「不知」考慮せず)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成25年6月4日付け大生保生第322号 開示決定	大阪市総合福祉システム生活保護システムに電磁記録された「○○診療所」に係る医療券の発券歴、無効処理歴及び給付実績管理(レセプト点検歴)	平成25年7月2日	「無効処理」(末通院分)不実施理由「反送欠く」主張する(○○) 法令被る！！ 処分の取り消しを求める。 正常に無いもの個人情報に成らず。条例第6・13条反す。 大個審答申第58号「不適法」は、事実否定した。60日内の開示実施欠くのは、明白示す領収証期日有。何より、実施機関知る。 60日以降実施事実 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「大生保生第569号で開示決定した内容について再度求めているもの」であると解し、(き)欄に記載の保有個人情報特定して、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
58	平成25年度 諮問受理第73号	平成25年 8 月 1 日 付け大生総第98号	平成25年 5 月23日	大生総第84号求む。(再請求可) (大個審答申第58号は、60内「不知」を考慮せず)	生野区役所総務課	平成25年 6 月 4 日付け大 生総第52号 開示決定	生野区役所総務の行った聞き取り記録全部。(市民の声No.1101-11141-001-01回答分)	平成25年 7 月 2 日	処分の取り消しを求める。個人情報保護条例第7条反す本件。大福祉第3056号(3560)・大情審答申第322号「大健福第2711・5580・6515号」 大個審答申第58条「不適法」は、実施期日を無視する判断。60日以後、実施。大生総第106・107・108号「調査資料」(通知2点)・左記「通知書A・B・Cの供述と異なる。特にA「情報得ず」は不知主張。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「大生総第84号で開示決定した内容について再度求めているもの」とであると解し、(き)欄に記載の保有個人情報を特定して、(か)欄に記載の決定を行った。
59	平成25年度 諮問受理第82号	平成25年 9 月 6 日 付け大生総第121号	平成25年 7 月19日	大生保生第463・465・466・467号・大生総第81号「補正点」不明 補正要する保有資料求む!!!	生野区役所総務課	平成25年 7 月29日付け大 生総第90号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成25年 8 月 9 日	処分の取り消しを求める。公開条例第36条基づく、第6条可。補正点示す、補正要す保有資料不添付より、補正点不明で有った。資料「存否」自体不明にも至る 医療対策の見解をも否定(〇〇職員)→大生保生第429号 転々主張・堂々巡り・たらい回し・場当りのテーブル討論が、長期化起因。病状照会の発行不要(異議申立人の場合)を見解出す、保護課をも否定(7/31、〇〇職員) 診察欠く(未受信)、診断可の法令資料要す。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「大生総第81号により開示請求書の補正を依頼した際の『補正の参考となる資料』を求めているもの」とであると解し、当該補正依頼については異議申立人が当該請求においてどのような保有個人情報を求めているか全く不明であり、「補正の参考となる資料」を提供することができなかったため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
60	平成25年度 諮問受理第83号	平成25年 9 月 9 日 付け大総務第 e - 102号	平成25年 7 月19日	大個審答申第61号「大阪市大病院」 事案の調査資料求む。	総務局行政課(情報公開グループ)	平成25年 7 月29日付け大 総務第 e - 66号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため	平成25年 8 月 9 日	処分の取り消しを求める。府や当院との連結有り、記憶に基づく市民サービス(最善の利益)は、疑問視。 大大保第383号「不」参考 大大保第5号「理由説明書」・実施機関の市民の声回答全部、末検診の所見は、医学上の定義・定説に有り得ず。実態調査欠く、口上のみ有り得ず。 生保受給者為、医療扶助規定有 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「大阪市個人情報保護審議会(以下『審議会』という。)が実施機関(公立大学法人大阪市立大学)に対して行った答申(大個審答申第61号)に係る異議申立て(以下『本件異議申立て』という。)について、審議会が大阪市個人情報保護条例第60条に定められた調査権限(以下『調査権限』という。)を行使して調査を行った資料を求めているもの」と解し、本件異議申立てについては、審議の過程で、審議会が調査権限を行使して実施機関に対し、保有個人情報の提示を求めた事実はないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
61	平成25年度 諮問受理第84号	平成25年 9 月12日 付け大総務監第78号	平成25年 7 月 2 日	大総務監第29・30・31号の処理対する個人情報資料全部	総務局監察課	平成25年 7 月11日付け大総務監第48号 開示決定	・「取扱是正申出に係る処理内容通知書」(平成25年 6 月 7 日付け大総務監第29・30・31号)に係る決裁の添付文書 ・「取扱是正申出に係る処理内容通知書」(写)(平成25年 6 月 7 日付け大総務監第29・30・31号)	平成25年 8 月16日	処分の取り消しを求める。個人情報保護条例第 7 条争う。 「意見書」(8 / 9 ・ 8 / 16分) 添付。大個審答申第57号有。(通知上の ア実態欠く見解) 又、同条第 6 条 3 項「法令に基づく」の法令不明。大健福第1916・1918・3954・3955号証拠一部。大健こ第145号「不」・147号「公」、大保第452号「不」証拠一部。 職員主張のみ一方的通用する体質は、従来より、「厚偶」問題視有る。(H18冊子上) 障害者自立支援法の解釈欠く(指針・要綱等は、福祉のあらまし= 冊子上集約有)。原則規定「通院中」の治療費自己負担減額する。 大総務監第29・30・31号は平成25年 6 月 7 日付けで実施機関が異議申立人へ送付した「取扱是正申出に係る処理内容通知書」であり、上記通知書は異議申立人からの保有個人情報の取扱は正の申出に対し、是正の措置を講じないことについて通知したものであることから、実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を、その処理に関して作成した公文書のうち、異議申立人の個人情報の開示を求めるものであると解し、(き) 欄に記載の保有個人情報を特定して、(か) 欄に記載の決定を行った。
62	平成25年度 諮問受理第85号	平成25年 9 月20日 付け大総務監第81号	平成25年 7 月 9 日	大総務監第34号は、「不」の案件等の為、本来の個人情報示すもの欠く為、改めて、個人情報資料を34号以外求む。	総務局監察課	平成25年 7 月23日付け大総務監第50号 不存在による非開示決定	総務局において、当該個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成25年 8 月21日	処分の取り消し求める。大個審答申第57号の同案見解との不一致に有り、「個」否定する。 下記示す。 市民の声No.1101-10570-001-01・1101-10570-001-01、大生保生第609・322号 実態欠く、「不」決定案件多々の答申第332号は、客観的実証不可。整合性計れず、矛盾多発する事実経違有。障害者自立支援法解釈欠く。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を、平成25年 6 月10日付けの開示請求に基づき平成25年 6 月24日付け大総務監第34号により異議申立人に開示した保有個人情報以外の異議申立人の保有個人情報を求めるものであると解した。しかし、平成25年 6 月24日付け大総務監第34号により異議申立人に開示した保有個人情報以外には当該開示請求に係る異議申立人の保有個人情報は存在しないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
63	平成25年度 諮問受理第86号	平成25年 9 月20日 付け大総務監第82号	平成25年 7 月 9 日	大総務監第16号の法令資料全部	総務局監察課	平成25年 7 月23日付け大総務監第51号 不存在による非開示決定	総務局において、当該個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成25年 8 月21日	処分の取り消し求める。大個審答申第57号の同案見解との不一致に有り、「個」否定する。 下記示す。 市民の声No.1101-10570-001-01・1101-10570-001-01、大生保生第609・322号 実態欠く、「不」決定案件多々の答申第332号は、客観的実証不可。整合性計れず、矛盾多発する事実経違有。障害者自立支援法解釈欠く。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を、平成24年 5 月16日付けの開示請求に基づき、平成24年 5 月30日付けの大総務監第16号により全部開示された資料中における、異議申立人の公益通報に対し判断を行った法令資料を求めるものであると解した。しかし、上記資料の中には異議申立人の公益通報に対して判断を行った法令資料は存在せず、また、特定した文書以外に、当該開示請求に係る異議申立人の個人情報を含むものは存在しないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
64	平成25年度 諮問受理第87号	平成25年 9 月20日 付け大総務監第83号	平成25年 7 月 9 日	大総務監第33号の法令資料全部	総務局監察課	平成25年 7 月23日付け大総務監第52号 不存在による非開示決定	総務局において、当該個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成25年 8 月21日	処分の取り消し求める。大個審答申第57号の同案見解との不一致に有り、「個」否定する。 下記示す。 市民の声No.1101-10570-001-01・1101-10570-001-01、大生保生第609・322号 実態欠く、「不」決定案件多々の答申第332号は、客観的実証不可。整合性計れず、矛盾多発する事実経違有。障害者自立支援法解釈欠く。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を、平成25年 6 月10日付けの開示請求に基づき、平成25年 6 月24日付けの大総務監第33号により部分開示された資料中における、異議申立人の公益通報に対し判断を行った法令資料を求めるものであると解した。しかし、上記資料として特定した文書以外に、当該開示請求に係る異議申立人の個人情報を含むものは存在しないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
65	平成25年度 諮問受理第94号	平成25年 9 月20日 付け大生保生第754号	平成25年 7 月31日	大情審答申第332号（平成25年 3 月15日付）以前の請求を前記答申「11」対応可の理由分かるもの。又、同答申上の案件を特定求む。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年 8 月12日付け大生保生第594号 不存在による非開示決定	請求された保有個人情報については、作成又は取得していないため。	平成25年 8 月16日	随時・常時の整合性無い実質は、故意犯現す。 大生保生第593号「諮」は、大情審答申第332号引用する為、相違した本件の処分取り消し求める。答申「11」は、答申第272・316号示す、又、大生保生案件多数有。 未通院＝未診療は、病状照会回答不可能を行政指導する回答強要。市民の声No.1319-20010-001-01・大大保第452号・大健こ第145号・大生支第469号・429号、医師法第20条・障害者自立支援法（指針・要綱）「大健こ第147号」等々より、未通院の活用不可（他法他施策の活用）〇〇職員は、大生総第78・82号の「意見書」着目せよ！！ 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「平成25年 3 月15日以前の公開請求について、大情審答申第332号を根拠として却下することができる理由が分かるものを求めているもの」であると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
66	平成25年度 諮問受理第95号	平成25年 9 月20日 付け大生保生第756号	平成25年 7 月31日	大生保生第416号内、通知書 A 供述する「情報得ず」「あなたからも聞いておらず」「通院無い為、自立支援医療の手続きは不要」に一致する「理由説明書」	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年 8 月12日付け大生保生第595号 不存在による非開示決定	請求された保有個人情報については、作成又は取得していないため。	平成25年 8 月16日	随時・常時の整合性無い実質は、故意犯現す。 大生保生第593号「諮」は、大情審答申第332号引用する為、相違した本件の処分取り消し求める。答申「11」は、答申第272・316号示す、又、大生保生案件多数有。 未通院＝未診療は、病状照会回答不可能を行政指導する回答強要。市民の声No.1319-20010-001-01・大大保第452号・大健こ第145号・大生支第469号・429号、医師法第20条・障害者自立支援法（指針・要綱）「大健こ第147号」等々より、未通院の活用不可（他法他施策の活用）〇〇職員は、大生総第78・82号の「意見書」着目せよ！！ 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「開示した実施機関理由説明書のうち『情報得ず』『あなたからも聞いておらず』『通院無い為、自立支援医療の手続きは不要』などの記載があるものを求めているもの」であると解し、これまで生野区が異議申立人に係る異議申立てに関して作成した実施機関理由説明書のうち、該当する記載がある実施機関理由説明書は存在せず、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
67	平成25年度 諮問受理第96号	平成25年 9 月20日 付け大生保生第 758号	平成25年 7 月31日	「未通院」基づく、他法他施策の活用する病状照会の決定事項（大情審答申第332号案件中）求む。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年 8 月12日付け大生保生第596号 不存在による非開示決定	請求された保有個人情報については、作成又は取得していないため。	平成25年 8 月16日	随時・常時の整合性無い実質は、故意犯現す。 大生保生第593号「諮」は、大情審答申第332号引用する為、相違した本件の処分取り消し求める。答申「11」は、答申第272・316号示す、又、大生保生案件多数有。 未通院＝未診療は、病状照会回答不可能を行政指導する回答強要。市民の声No.1319-20010-001-01・大生保第452号・大健こ第145号・大生支第469号・429号、医師法第20条・障害者自立支援法（指針・要綱）「大健こ第147号」等々より、未通院の活用不可（他法他施策の活用）○職員は、大生総第78・82号の「意見書」着目せよ！！ 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「未通院であるにもかかわらず、他法他施策活用のために病状照会を行うこととした実施機関の決裁文書を求めているもの」とであると解し、当該決裁は存在せず、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
68	平成25年度 諮問受理第97号	平成25年10月 2 日 付け大生保生第 801号	平成25年 8 月16日	平成19年10月 7 日付「医療要否意見書」（○○診療所分）の該当する「レセプト」を平成20年 3 月26日 6・7 貼り付要したもの求む。（平成19年12月「レセプト」取得無い主張再三有）	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年 8 月23日付け大生保生第635号 不存在による非開示決定	請求された保有個人情報については、作成又は取得していないため。	平成25年 8 月29日	処分の取り消しを求む。実施機関は、従来より、「未通院」続くのを下記A通知上のⅠ - 4 (2) ア決定する他法の件が、未通院続く、病状照会する「行政指導」法第50条医療担当規定第7条（実施）大生保生第758号決定有。（実施機関との相違有） 大健こ第145号「不」・147号「公」・市民の声No.1319-20010-001-01・1001-10919-001-01 生活保護法上、他法の件解釈可は、嘱託医限定（社保第117・194号・社発第727号）する法規（大生保生第322号の「無効処理」欠く事実が、争い一因。） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「病状照会を行うにあたっての根拠としてのレセプトを求めているもの」とであると解し、レセプトの有無を根拠として病状照会を行っているものではないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
69	平成25年度 諮問受理第98号	平成25年10月 2 日 付け大生保生第 803号	平成25年 8 月16日	社援保発第0324号「医師照会」至るまでの確認規定事項「本人の事情聴収」「障害担当の確認」有るのが分かるケース記録票求む。 社保第117・194号の実施分かるもの 市民の声No.1101-1158-001-01平成19年10月 7 日付「医療要否意見書」の過活動停止や抑うつ状態に転じたとする生活実態を示すものを「ケース記録票」より、特定せよ。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年 8 月23日付け大生保生第636号 不存在による非開示決定	請求された保有個人情報については、作成又は取得していないため。	平成25年 8 月29日	処分の取り消しを求む。実施機関は、従来より、「未通院」続くのを下記A通知上のⅠ - 4 (2) ア決定する他法の件が、未通院続く、病状照会する「行政指導」法第50条医療担当規定第7条（実施）大生保生第758号決定有。（実施機関との相違有） 大健こ第145号「不」・147号「公」・市民の声No.1319-20010-001-01・1001-10919-001-01 生活保護法上、他法の件解釈可は、嘱託医限定（社保第117・194号・社発第727号）する法規（大生保生第322号の「無効処理」欠く事実が、争い一因。） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「『本人の事情聴収』『障害担当の確認』 社保第117・194号を実施したことが分かるもの 過活動停止や抑うつ状態に転じたとする生活実態を示すものについて記載されたケース記録を求めているもの」と解し、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
70	平成25年度 諮問受理第99号	平成25年10月9日 付け大福祉第2358号	平成25年8月16日	大健福第2207号「不承認」決定を実証可能な「レセプト」求む。原案件は、6054・1098号で有る。	福祉局保護課	平成25年8月30日付け大福祉第1919号 不存在による非開示決定	当該「レセプト」をそもそも保管しておらず、実際に存在しないため。	平成25年9月10日	処分の取り決しは、当然で有る。社援保発第0330001号Ⅰ-4(2) ア・アの法的根拠不明続く。大健こ第145・147号市民の声No.1001-10127-001-01・1319-20010-001-01有。「非論理的」限度越えた本件は、更には「社発第727号」「社保第117・194号」否定 大情審答申第332号「11」は、決定事項を解釈するのみで有り、決定至る法的根拠の関知・関与する行政不服審査法上規定欠く。つまり、法的根拠不知(答申)(社援保発第0324号)の除外有 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「大福祉第1098号により開示した『生活保護担当職員の発言に対する事実確認について』について、大健福第2207号において訂正不承認決定を行うのであれば存在するであろう異議申立人のレセプトを求めるもの」であると解し、そのようなレセプトをそもそも保管しておらず、実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
71	平成25年度 諮問受理第107号	平成26年2月4日 付け大福祉第3905号	平成25年6月4日	大健福第1098号(大健福第6054・4090号)の私の個人情報資料求む。→通常、発行前日までの分。個人情報保有欠く、見解不当！を示す=条例第6・13条有。	福祉局保護課	平成25年6月18日付け大福祉第877号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないため。	平成25年7月2日	処分の取り消しを求める。大健福第704(1104号)号「謝罪」内容の記録。市民の声No.1201-11353-001-01添付する。「場当たり」転々する主張及び決定(局・当区)は、公益通報「通知書A」(大生総第106大総務監第54号該当事案)の矛盾。大健福第6054(1098号)号相違する「大情審答申第272号」別表1(市民の声回答表示)→4090号の見解(?)が主張とは、矛盾。本人不同意発行規定「不」大健福第5580号(大情審答申第322号)は、前記矛盾。大福祉第887・877・947号「不」有。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「大健福第1098号により開示した『生活保護担当職員の発言に対する事実確認について』に記載された手続きに則った異議申立人の個人情報を求めるもの」であると解し、そのような保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないことから(か)欄に記載の決定を行った。
72	平成25年度 諮問受理第108号	平成26年2月4日 付け大福祉第3907号	平成25年6月10日	福祉局は、個人情報保護条例第7条実施欠く上で、当局交付資料上の供述等有る。免責可の法令求む。	福祉局保護課	平成25年6月24日付け大福祉第947号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないため。	平成25年7月2日	処分の取り消しを求める。市民の声No.1101-10570-001-01・1101-11589-001-02・1220-20116-001-01等々下記「発行不要」大健福第6054・1098号「発行必須」 下記 市民の声回答上、転々有る上で、大健福第4514号大情審答申第336号諮問番号9案内訳、大健福第4090号の通知回答有り、答申上否定されたものを追々主張。又、大情審答申第332号案件内、大健福第3954・3955号の通知との相違。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「個人情報保護条例第7条の規定に違反している場合の免責を定める規定を求めるもの」であると解し、そのような免責規定は存在せず、該当する保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないことから(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
73	平成25年度 諮問受理第111号	平成26年 2月14日 付け大市民第6231号	平成25年 7月19日	大市民第6093号は、添付資料欠いている為、「補正」点不明。寄って、添付資料（保有資料）求む。	大阪市人権啓発・相談センター	平成25年 8月 2日付け大市民第6111号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成25年 9月10日	処分の取り消しを求める。（不整合を具現化示す）大個審答申（一括分）有る為、答申の案件より、特定可能示す。（大生保生第462号有） 職員らの主観的判断は、禁止規定（法令上）為、客観的判断認める資料欠くのは、不自然。不承認たる資料類証拠は、必ず要す。「不」ならば、不承認は、不法行為現す。判断（決定）根拠不明は、不正行為。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人からの開示請求に対し補正を依頼した平成25年 7月12日付け大市民第6093号は添付すべき資料が欠けており、どのように補正が求められているのかが分からないため添付すべき資料を求めているもの」であると解し、当該補正の依頼には添付資料が存在しないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
74	平成25年度 諮問受理第112号	平成26年 2月14日 付け大市民第6232号	平成25年 8月 9日	大市民第6094号は、却下理由が不明確と有るが、そもそも、「不」非開示決定の上、不承認が、不明確。明確な資料（補正要す保有資料）求む。補正基準は、保有資料に有る。「不」に補正不可能。大市民第561・5066・6107号の「認められず」を値する保有資料も合わせ、求む。大市民第6082号の「不承認」実証する資料（保有内）求む。	市民局総務課総務グループ、大阪市消費者センター、大阪市人権啓発・相談センター	平成25年 8月23日付け大市民第6115号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成25年 9月10日	処分の取り消しを求める。（不整合を具現化示す）大個審答申（一括分）有る為、答申の案件より、特定可能示す。（大生保生第462号有） 職員らの主観的判断は、禁止規定（法令上）為、客観的判断認める資料欠くのは、不自然。不承認たる資料類証拠は、必ず要す。「不」ならば、不承認は、不法行為現す。判断（決定）根拠不明は、不正行為。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「平成25年 7月16日付け大市民第6094号の利用停止請求却下決定通知書の『利用停止請求を却下する理由』において『利用停止請求書に記載された内容が不明確』とされた理由が分かる資料、平成25年 8月 6日付け大市民第561号、大市民第5066号、平成25年 8月 2日付け大市民第6107号の取扱是正申出に係る処理内容通知書の『是正の申出に対する処理の内容』において『是正の措置は講じない』とされた理由が分かる資料、平成25年 6月24日付け大市民第6082号の開示決定通知書の『開示請求に係る保有個人情報』に記載の各不承認通知書が『不承認』とされた理由が分かる資料を求めているもの」であると解し、いずれもその理由が分かる資料は存在しないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
75	平成25年度 諮問受理第117号	平成26年 2月18日 付け大総務監第 134号	平成25年12月 3 日	総務局監察部は、11 / 11 (対面時)の所管局見解(異議申立人の件保護課)「行政文書(市民の声回答)」を「異議申立人の意見です」○○職員主張の「事実」(異議申立人の自己情報)示すもの求める。	総務局監察課	平成25年12月17日付け大 総務監第112号 不存在 による非開示決定	請求に係る保有個人情報を作成していないため	平成26年 1月17日	処分の取り消しを求め、「発行」する必要性の相当理由「異議申立人の自己情報」決定せよ。大総務第 e - 3 号 P . 5 「弁護士の回答」を不満抱く異議申立人を示すが、職員が、 ○○弁護士見解とうりの「理由」示せず、請求続くが、「特定不可」「満たさず」却下も有。 職員の理不尽続くが、正当化必死な事態。 審査会へは、「難解」との弁明有り、あたかも、責任転換を市民(異議申立人)に行っている。大健福第6054・1098 (4090)号「レセプト」判断する発行示す上で、「レセプト」非非開示。 大生保生第825号「理由説明書」(法第50条主張)の自己情報不明。大生総第52(84)号「レセプト」存在せず示している。(発行時) 本件請求にかかる経過は次のとおりである。 平成25年11月11日に総務局監察部が公開等の実施を行うため、異議申立人と面会した際、異議申立人が公開等の実施に先立ち、これまでの対応に関する不満を述べたことに対し、 ○○職員が、公開等の実施を行う導入として「異議申立人様のご意見は伺いました」と述べたところ、異議申立人は「これまで述べたことは、意見ではなく、行政側から出された文書である」と主張した。かかる経過の下、実施機関は、 (え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を、異議申立人の述べた内容を「意見」とした根拠となる事実(異議申立人の自己情報)を請求していると解した。しかし、○○職員は公開の実施を行う導入として上記のとおり述べたのであり、異議申立人の主張を「意見」とした根拠となる事実(異議申立人の自己情報)は存在しないため、請求に係る保有個人情報を作成していないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
76	平成25年度 諮問受理第118号	平成26年 2月18日 付け大生保生第 1293号	平成25年12月 3 日	総務局・生野区役所は、大健福第6151号「決定書」(社援第2700号)とうりの「レセプト」解釈した個人情報(異議申立人の分)示す「理由説明書」求める。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成25年12月19日付け大 生保生第1109号 不存在 による非開示決定	社援第2700号は、被保護者に係る「レセプト」を解釈した「理由説明書」の作成を求めた通知ではないことから、請求者に係る保有個人情報はそもそも存在しないため	平成26年 1月17日	処分の取り消しを行い、「自己情報」の相当理由決定せよ。 発行要す「相当の理由」 大市民第6167号「○○弁護士回答書」より6139号のみ見解。条文を表記続行は、「条例解釈」反す為、「自己情報」明白に釈明せよ。<生野区役所は、「無診療」不知弁明する回答類・通知書 A 有> 大健福第6515号「法令外の発行する○○CWを○○・○○職員が、平成24年 1月の証言」(大情審答申第332号)は、大市民第6139号(6110号内一点)「○○弁護士記録票」の「相当理由」(発行する必要性)要す見解一致するのと保護課見解「非該当者(異議申立人)」合致。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「社援第2700号通知に基づき、異議申立人に係るレセプトを解釈したうえで、診療状況照会を行うための理由を記した説明書又は同趣旨の実施機関理由説明書を求めているもの」と解し、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
77	平成25年度 諮問受理第119号	平成26年 2月18日 付け大生保生第1295号	平成25年12月 3日	市民の声No.0967-10056-001-01(生野区生活支援)の「一点目の生活保護手帳2008年度版のP.338を求める。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成25年12月19日付け大生保生第1110号 不存在による非開示決定	生活保護手帳には請求者に係る保有個人情報は存在しないため	平成26年 1月17日	処分の取り消しを行い、「自己情報」の相当理由決定せよ。 発行要す「相当の理由」 大市民第6167号「〇〇弁護士回答書」より6139号のみ見解。条文を表記続行は、「条例解釈」反す為、「自己情報」明白に釈明せよ。＜生野区役所は、「無診療」不知弁明する回答類・通知書A有＞ 大健福第6515号「法令外の発行する〇〇CWを〇〇・〇〇職員が、平成24年1月の証言」(大情審答申第332号)は、大市民第6139号(6110号内一点)「〇〇弁護士記録票」の「相当理由」(発行する必要性)要す見解一致するのと保護課見解「非該当者(異議申立人)」合致。
									実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「生活保護手帳2008年度版P388を求めているもの」と解し、当該生活保護手帳に異議申立人に係る個人情報は存在しないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
78	平成25年度 諮問受理第120号	平成26年 2月18日 付け大生保生第1297号	平成25年12月 3日	大生保生第1258号・大生保生第1259号「延長決定」の決定事項「通知書」再決定求める。並びに、「第1医療扶助運営方針」添付求める。(大生支第113号「不」非公開の「理由説明書」(引用)する為、方針は、争点一因当たる)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成25年12月19日付け大生保生第1111号 不存在による非開示決定	「診療状況に対する回答書」について、条例第6条第3項第1号を引用した市民の声に対する回答は存在しないため	平成26年 1月17日	処分の取り消しを行い、「自己情報」の相当理由決定せよ。 発行要す「相当の理由」 大市民第6167号「〇〇弁護士回答書」より6139号のみ見解。条文を表記続行は、「条例解釈」反す為、「自己情報」明白に釈明せよ。＜生野区役所は、「無診療」不知弁明する回答類・通知書A有＞ 大健福第6515号「法令外の発行する〇〇CWを〇〇・〇〇職員が、平成24年1月の証言」(大情審答申第332号)は、大市民第6139号(6110号内一点)「〇〇弁護士記録票」の「相当理由」(発行する必要性)要す見解一致するのと保護課見解「非該当者(異議申立人)」合致。
									実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「『診療状況回答書』について、大阪市個人情報保護条例第6条第3項第1号を引用した市民の声に対する回答を求めているもの」とであると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。 なお、本件は、平成25年度諮問受理第33号と同趣旨の保有個人情報開示請求である。
79	平成25年度 諮問受理第121号	平成26年 2月18日 付け大生保生第1299号	平成25年12月 3日	市民の声No.1001-10034-001-01(H22、1/28区回答)とうりの「理由説明書」(法第50条2項「本人の同意なしに回答を得ることができる」は、以降撤回理由求める。当年は、「不同意回答」主張する記述有。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成25年12月19日付け大生保生第1113号 不存在による非開示決定	請求に係る保有個人情報はそもそも存在しないため	平成26年 1月17日	処分の取り消しを行い、「自己情報」の相当理由決定せよ。 発行要す「相当の理由」 大市民第6167号「〇〇弁護士回答書」より6139号のみ見解。条文を表記続行は、「条例解釈」反す為、「自己情報」明白に釈明せよ。＜生野区役所は、「無診療」不知弁明する回答類・通知書A有＞ 大健福第6515号「法令外の発行する〇〇CWを〇〇・〇〇職員が、平成24年1月の証言」(大情審答申第332号)は、大市民第6139号(6110号内一点)「〇〇弁護士記録票」の「相当理由」(発行する必要性)要す見解一致するのと保護課見解「非該当者(異議申立人)」合致。
									実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「本人の同意なく病状照会ができる根拠として回答した社援保発第0330001号を撤回することが記載されたものを求めているもの」とであると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
80	平成25年度 諮問受理第126号	平成26年 3月31日 付け大総務第 e - 288号	平成26年 1月17日	【補正前】情報公開グループは、市民の声No.1307-20029-001-01は、条例・規定等の則る対処主張し、1307-20022-001-01、「開示を受けたいのに開示されない」一般的な不満主張が、矛盾するが、条例・規定等の則る私の情報全部求める。 【補正後】他法異議申立人の件なら、添付する「厚生労働省告示第158号」(H18.3/28)より、該当する合致の決定を保有分抜粹求める。	総務局行政課(情報公開グループ)	平成26年 2月10日付け大総務第 e - 263号 不存在による非開示決定	総務局行政部行政課(情報公開グループ)には、請求に係る保有個人情報存在しないため	平成26年 3月12日	大福祉第3281号「開」(本件、通知書上表記する市民の声No.7点)とうりの収集上作成点有「不服申立書」の確認理由「一般的な不平不満」扱いや、「諮」との整合性確認要す為、「公」「開」求める。職員の不都合際は、「却下」理由それぞれ続ける。情報提供拒否続ける。表記する「保護課異議申立人の件」見解(非該当より、発行不適切、回答書使用せず、等)を承知の上、否定する「記者会見」するのは、条例上反す(個人情報保護条例第6・13条)為、「公」「開」求める。 大福祉第3285号「不非開示」(非該当者示す)・大生支第470号「不非開示」(非該当者示す)法令上「非該当」見解。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「総務局行政部行政課(情報公開グループ)が保有する異議申立人を本人とする個人情報の中で、『厚生労働省告示第158号』(平成18年3月28日付け)と合致するものを探しているもの」と解し、当課は障害者自立支援法施行令に基づく業務を所管していないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
81	平成25年度 諮問受理第134号	平成26年 3月31日 付け大総務第 e - 305号	平成26年 1月17日	大阪市個人情報審査会「諮問事案」内の「〇〇病院の件」ケース記録票利用停止」争うものをH24.7/24「口頭意見陳述」後の答申検討続く理由求める。	総務局行政課(情報公開グループ)	平成26年 1月31日付け大総務第 e - 254号 不存在による非開示決定	請求に係る保有個人情報は存在しないため	平成26年 3月24日	処分の取り消しを行い、大個審答申第69号事案から、請求する「〇〇病院の件」決定せよ。 〇〇課長代理窓口で、「社保第194号」を意見書の表記合わせて、提出した為、全く、議論欠如する。「休日夜間証明書」有・無以前に、「何も無くても治療可」通知。 社保第194号 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人が平成24年7月24日に大阪市個人情報保護審議会で口頭意見陳述を行った『〇〇病院の件」ケース記録票利用停止』の案件が、なぜ継続審議であるのかの理由を求めているもの」と解し、審議会事務局である当課では、当該案件の継続審議理由を記載した公文書を作成又は取得していないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
82	平成26年度 諮問受理第5号	平成26年 4月21日 付け大生保生第70号	平成26年 1月17日	大情審答申第332号「大健福第6515号」(H24.1/27の〇〇「思い込み」、〇〇「想像」の元、〇〇CWは、6・7貼り付けた病状照会する発行)法令外を争う確たる異議申立人の情報求める。「無診療」なのに必要理由。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年 1月31日付け大生保生第1243号 不存在による非開示決定	請求に係る保有個人情報はそもそも存在しないため	平成26年 3月24日	実施機関主張有、発行(H20.3/26)理由置いている為、「不」処分は、不適切。「法令」主張から、「公」決定は、当然の法理より、処分の取り消しを「事実行為」とうり、求める。 実施機関は、「整合性」計れずの争い続けている。 大健福第6515号「法令外発行」(〇〇・〇〇)H20.3/26区実施理由より、本件「不」一致だが、大生保生第399号主張「法第25条2項」基づいた発行は、矛盾。 大生支第470号「他法活用検討依頼通知」不非開示より、「他法異議申立人の件」法令外一致。(大生保生第218号「開」答申(審議会)有。) 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「無診療の異議申立人に対して病状照会ができると記載されたものを求めているもの」とであると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
83	平成26年度 諮問受理第12号	平成26年5月1日 付け大生保生第118号	平成26年3月12日	生野区役所は、第7「要領」法第123号「厚生労働省告示第158号（H18.3/28）」の認定基準「重度かつ継続する高額治療者」以外の私の件での、「断定」するもの求める。法第25条2項「保護変更」主張している。（上記答申上）6・7貼り付ける「判断」したものの請求。（生野区行為）	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年3月26日付け大生保生第1396号 不存在による非開示決定	病状照会については生活保護法上の他法他施策活用の原則に基づくものであり、同法上に請求者に係る保有個人情報はそもそも存在しないため。	平成26年4月8日	処分の取り消しを求め、大生保生第399号（大個審答申第69号）主張とうりの法第123号に基づいた法第50条1項調査する法第25条2項判断する「レセプト（私の分）」決定せよ。 6・7貼るもの決定要す。 H19年9月までの「レセプト」は、区が除外経過から、一点残り、H19.12月のみ区決定可能性有。大生保生第635・636・912・935・100号「不」非開示は、6・7貼るもの不明。 他法活用原則とは、法第4条「改訂増補生活保護法の解釈と運用」該当する「レセプト」要すが、生野区は、「無診療診察禁止（医師法第20条）」のH20.3/26「発行」から、前記「文献」上法第50条（医師法第19条診療拒否禁止）主張が、全く食い違う法律解釈に有。（理由説明書） 他法活用とは、「レセプト」規定したレセプト要す。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「重度かつ継続する高額治療者ではない異議申立人を『自立支援医療に該当する』と断定して病状照会したことが記載されたものを求めているもの」であると解し、病状照会については生活保護法上の他法他施策活用の原則に基づくものであり、同法上に異議申立人に係る個人情報は存在せず、また異議申立人を自立支援医療に該当すると断定した事実もないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
84	平成26年度 諮問受理第13号	平成26年5月1日 付け大生保生第120号	平成26年3月12日	〇〇診療所の私の分全点（下記）求む。 「精神通院医療確認調書」（レセプト記入する個人分作成） 「傷病届」用紙（医療券申請時記入）医療券発券中継続。5年保存期 「保護変更通知（決定通知）」＝ 「保護決定通知書」（変更明示のもの）	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年3月26日付け大生保生第1397号 不存在による非開示決定	請求に係る保有個人情報はそもそも存在しないため	平成26年4月8日	処分の取り消しを求め、大生保生第399号（大個審答申第69号）主張とうりの法第123号に基づいた法第50条1項調査する法第25条2項判断する「レセプト（私の分）」決定せよ。 6・7貼るもの決定要す。 H19年9月までの「レセプト」は、区が除外経過から、一点残り、H19.12月のみ区決定可能性有。大生保生第635・636・912・935・100号「不」非開示は、6・7貼るもの不明。 他法活用原則とは、法第4条「改訂増補生活保護法の解釈と運用」該当する「レセプト」要すが、生野区は、「無診療診察禁止（医師法第20条）」のH20.3/26「発行」から、前記「文献」上法第50条（医師法第19条診療拒否禁止）主張が、全く食い違う法律解釈に有。（理由説明書） 他法活用とは、「レセプト」規定したレセプト要す。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「〇〇診療所に係る『精神通院医療確認調書』『傷病届書』及び『保護変更通知書』を求めているもの」であると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
85	平成26年度 諮問受理第14号	平成26年 5 月 1 日 付け大生保生第 122号	平成26年 3 月12日	福祉局保護課・生野区生活支援の法 第50条 1 項「調査」理由求める。 (条例は主観的禁止されている)	生野区役所保健福 祉課 (生活支援)	平成26年 3 月26日付け大 生保生第1398号 不存在 による非開示決定	病状照会については生活保護法上の 他法他施策活用の原則に基づくもの であり、同法上に請求者に係る保有 個人情報はそもそも存在しないため	平成26年 4 月 8 日	処分の取り消しを求め、大生保生第399号 (大個審答申第69号) 主張とうりの法第123号に基づいた法第50条 1 項調査する法第25条 2 項判断する「レセプト (私の分) 」決定せよ。 6 ・ 7 貼るもの決定要す。 H19年 9 月までの「レセプト」は、区が除外経過から、一点残り、H19 . 12月のみ区決定可能性有。大生保生第635 ・ 636 ・ 912 ・ 935 ・ 100号「不」非開示は、6 ・ 7 貼るもの不明。 他法活用原則とは、法第 4 条「改訂増補生活保護法の解釈と運用」該当する「レセプト」要すが、生野区は、「無診療診察禁止 (医師法第20条) 」のH20 . 3 / 26「発行」から、前記「文献」上法第50条 (医師法第19条診療拒否禁止) 主張が、全く食い違う法律解釈に有。(理由説明書) 他法活用とは、「レセプト」規定したレセプト要す。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「生活保護法第50条第 1 項に基づいて病状照会をした理由が記載されたものを求めているもの」であると解し、病状照会については生活保護法上の他法他施策活用の原則に基づくものであり、同法上に異議申立人に係る個人情報は存在しないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
86	平成26年度 諮問受理第15号	平成26年 5 月 1 日 付け大総務第 e - 35号	平成26年 3 月12日	別紙の大総務第 e - 254号「不」非開 示は、大個審答申第69号「事案」有 り、「議事録」求める。 (「改訂増補生活保護法の解釈と運 用」法第15 ・ 34条、社保第194号示 す)	総務局行政課 (情 報公開グループ)	平成26年 3 月25日付け大 総務第 e - 279号 不存 在による非開示決定	請求に係る保有個人情報は存在しないため	平成26年 4 月 8 日	処分の取り消し求め、「他市」(私は、京都府・京都市の「議事録」全開示保持) 同然に「明白」な行政文書要す。主眼反す「行政不服審査法コンメンタール (遂上解説) 」文献の「第 1 章」逸脱。「職員」の一方的な制度濫用の「答申」具現化。「行政機関の基本 (知識) 」(大人事第19条「公」反す) や各件「具体性」も欠如。 「客観的理解」難しい。(偏見明白 !! 「文献」それぞれとの逸脱有) 「生活保護を全く理解欠如」実態判明。(憲法第25条反す) 、「厚生労働省告示第158号 (H18 . 3 / 18) 」 「社保第194号」(急迫保護) 「改訂増補生活保護法の解釈と運用」厚生労働省社会援護局発刊 (国の見解示す文献) (大生保生第635 ・ 636 ・ 912 ・ 935 ・ 100号「不」非開示は、6 ・ 7 貼る「レセプト」欠如示す) 大福祉第3571号「不」非公開有。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「答申第69号の審議経過が分かる議事録 (異議申立人の保有個人情報分) の開示を求めているもの」と解し、当課では、審議会の議事録を作成していない (会議要旨は作成しており、大阪市ホームページにも掲載している。) ことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
87	平成26年度 諮問受理第16号	平成26年 5 月 7 日 付け大総務監第 7 号	平成26年 1 月17日	【補正前】 「個人情報保護条例解釈・運用の手引き」との取り扱い異なる「不」非開の上「不承認」が、「補正依頼」の上「請求満たさず」「特定出来ず」等々の数々続くが、何を自己情報「正確」当然なのかを（総務局「大総務監第54」原本通知書A）決定する私の分求める。 【補正後】 「大福祉第3281号」決定事項「市民の声No. 7 点」は、請求時に取得する為、補正点欠く。上記の市民の声No. 7 と合致する保有分抜粋求めている。（1 / 17提出済）公益通報時も提出済。尚、対面時の請求提出後、1 / 27Telにて、詳細な調整を。○係長と済んでいる。保護課より、入手可（第7条実施）請求満たさず、特定出来ず、は有り得ず。	総務局監察課	平成26年 2 月 7 日付け大総務監第125号 不存在による非開示決定	上記請求に係る保有個人情報は存在しないため	平成26年 4 月 8 日	処分の取り消しを行い、「生野区」件は、「社発第727号」第7 - 2「精神医療取り扱い要領」（法第123号）重度かつ継続する高額治療者、「神経症（私の件「レセプト」）」該当すると断定するもの、法規類・個人情報の因果関係（法的根拠）鮮明な「情報」決定せよ。「不承認理由」示せ。 条例第28・36条示す。 生野区生活支援主張のみ判断する「公正」分ならず。（大総務監第48号） 地公法第29条「道義的責任」、33条「信用失遂行為禁止」、等々から、「個人」件は、条例第6・13条「明確な個人情報」義務負う。法令違反は、認められず（地公法第32条）公開条例第7条大生保生第635（636）不非開件・912・935・100号1396号「不」非開示有り、「レセプト」該当欠如示す。 →大福祉第3571号「不」非公開有。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を、平成24年 8 月 8 日付け大総務監第54号により部分開示決定を行った異議申立人の個人情報（「通知書Aに係る公益通報処理報告書（追加報告分を含む）」）の中から、平成25年12月17日付け大福祉第3281号により福祉局生活保護担当が開示決定をした「市民の声」（市民の声№1001-11239-001-1、1101-10043-001-01、1101-10570-001-01、1101-11589-001-01、1201-11353-001-01、1220-20116-001-01）と合致する情報の開示を求めているものと解した。しかし、上記情報の中に上記市民の声は含まれておらず、上記請求に係る保有個人情報は存在しないため、（か）欄に記載の決定を行った。
88	平成26年度 諮問受理第17号	平成26年 5 月 7 日 付け大福祉第312号	平成25年 6 月 4 日	社援保発第0324号（大健福第3056号表示）の私の分、実施分かるもの求む。	福祉局保護課	平成25年 6 月18日付け大福祉第887号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないため。	平成25年 7 月 2 日	処分の取り消しを求める。「理由説明書」は、「通院中（受診中）」主張する。大福祉第1529・1530・1531号が、未通院承知しながら、受診中（通院中）主張は、悪性示す。大個審答申第57号→大福祉第 号「決定書」に大生支第469号示す為、「不」は、不適法。又、不承認決定上、2207・3375号→3572号「不」有。が、個人情報保護条例示している為、「不」は、不当行為。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を、「社援保発第0324号に関連して取り扱った、異議申立人の個人情報を求めるもの」と解し、該当する保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の不存在による非開示決定を行った。
89	平成26年度 諮問受理第18号	平成26年 5 月 8 日 付け大市民消費第26号	平成26年 3 月12日	消費者センター「保持」する記録内、○○弁護士記録票）・「○○弁護士記録」との調整するもの求める。	大阪市消費者センター	平成26年 3 月26日付け大市民第5270号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成26年 4 月 8 日	「個人情報保護条例解釈運用手引き」逸脱かの「不正確」事実関係。処分の取り消しを求め、当時の○○課長代理が、啓発センターでの「閲覧」済より、両弁護士の回答を調整する「専門相談事業（大市民第6016号「公」）」有。大市民第5302号「不」非公開有。 「個人情報」欠如する法的解釈不可（法的根拠「個」欠如）大総務第e - 3号「公」との因果関係欠如。（「弁護士の回答」不満と私の件主張有） 職員こそが、「不都合」な弁護士回答拒否する実態。市民局事業の空洞化示す。更に、「事業者」答弁（裁判）も食い違つ。全体的「不整合」 達第33号反す職員行為。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人が相談した両弁護士の回答について、実施機関が回答を調整しているものを求めるもの」とであると解し、実施機関は異議申立人の弁護士相談に関与していないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
90	平成26年度 諮問受理第19号	平成26年 5月14日 付け大生保生第162号	平成26年 3月24日	大生総第106号・大総務第54号「調査資料・聞き取り書面」基づく、「通報についての連絡」(通知書A)の「情報得ず」・「貴方からも聞いておらず」が、分かるもの私の件を求める。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年 4月 7日付け大生保生第15号 不存在による非開示決定	「○○診療所に通院していない」事実については、平成20年 3月31日及び 4月 1日の自立支援医療適用指導の際に請求者が主張されたものであり、それ以前に同診療所について受診していないとする保有個人情報については、作成又は取得していないため	平成26年 4月11日	処分の取り消しを求め、大健福第1916号「公」実施とうり、1918号「公」未実施事実正しく、訂正せよ。 「神経症の重度かつ継続する高額治療者満なす私の分求め、「不」非開示を不適法示す。 6・7貼る私の分欠くなら、「想像・思い込み」大福祉第6515号「公」・6564号「不」非公開一致する。 大阪市は、「精神通院医療確認調書」未使用であり、大健福第1918号「公」(国→市へ指導)を「他法活用検討依頼通知」(作成)大健福第1916号「公」(局→24区へ指導)実施有。 「生活保護法医療扶助業務担当非常勤嘱託職員(嘱託医師)要綱」6(2)本庁所管の為、区所管外示す。 区「職員」が、権限外の判断した6・7貼る行為は、越権である。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「平成20年 3月に実施した病状照会の前に、異議申立人が○○診療所に通院しなくなったことが記載されたものを求めているもの」であると解し、異議申立人が実施機関に対し、同診療所に通院しなくなったことの報告があったのは病状照会後の平成20年 3月31日及び 4月 1日が初めてであったため、該当する保有個人情報をそもそも作成または取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
91	平成26年度 諮問受理第20号	平成26年 5月14日 付け大生保生第164号	平成26年 3月24日	生野区生活支援「保有」する内より、大市民第6121号「開示」する職員まとめ作成合致するもの求める。大生保生第633号「部分公開」12件中有	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年 4月 7日付け大生保生第16号 不存在による非開示決定	大市民第6121号で開示決定を行った「自立支援医療適用に係る行政行為について」は、生活保護法第50条第1項及び医療担当規程7条による行政行為についての「一般的な見解」を開示決定したものであり、実施機関として「一般的な見解」に基づいて記載された保有個人情報については、作成又は取得していないため	平成26年 4月11日	処分の取り消しを求め、大健福第1916号「公」実施とうり、1918号「公」未実施事実正しく、訂正せよ。 「神経症の重度かつ継続する高額治療者満なす私の分求め、「不」非開示を不適法示す。 6・7貼る私の分欠くなら、「想像・思い込み」大福祉第6515号「公」・6564号「不」非公開一致する。 大阪市は、「精神通院医療確認調書」未使用であり、大健福第1918号「公」(国→市へ指導)を「他法活用検討依頼通知」(作成)大健福第1916号「公」(局→24区へ指導)実施有。 「生活保護法医療扶助業務担当非常勤嘱託職員(嘱託医師)要綱」6(2)本庁所管の為、区所管外示す。 区「職員」が、権限外の判断した6・7貼る行為は、越権である。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「市民局が開示した『職員まとめ』に合致するものを求めているもの」であると解し、当該「職員まとめ」は生活保護法第50条第1項及び医療担当規程7条による行政行為についての一般的な見解であり、実施機関は当該見解に基づいて記載された保有個人情報を保有していないため、該当する保有個人情報をそもそも作成または取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
92	平成26年度 諮問受理第21号	平成26年 5月14日 付け大生保生第166号	平成26年 3月24日	大生保生第914号「開」(市民の声 No. 5点=大情審答申第272号別表1調査資)の一致する「理由説明書」求める。(審査会分・審議会分)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年 4月 7日付け大生保生第17号 不存在による非開示決定	大生保生第914号により開示決定を行った市民の声5点について、これらを引用して大阪市情報公開審査会及び大阪市個人情報保護審議会に対する実施機関理由説明書を作成したことはないため	平成26年 4月11日	処分の取り消しを求め、大健福第1916号「公」実施とうり、1918号「公」未実施事実正しく、訂正せよ。 「神経症の重度かつ継続する高額治療者満なす私の分求め、「不」非開示を不適法示す。 6・7貼る私の分欠くなら、「想像・思い込み」大福祉第6515号「公」・6564号「不」非公開一致する。 大阪市は、「精神通院医療確認調書」未使用であり、大健福第1918号「公」(国→市へ指導)を「他法活用検討依頼通知」(作成)大健福第1916号「公」(局→24区へ指導)実施有。 「生活保護法医療扶助業務担当非常勤嘱託職員(嘱託医師)要綱」6(2)本庁所管の為、区所管外示す。 区「職員」が、権限外の判断した6・7貼る行為は、越権である。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「大生保生第914号により開示決定を行った市民の声5点と一致する実施機関理由説明書を求めているもの」であると解し、同市民の声を引用して実施機関理由説明書を作成していないため、該当する保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
93	平成26年度 諮問受理第29号	平成26年 6 月17日 付け大生保生第 306号	平成26年 3 月28日	大個審答申第69号「大生保生第399号」法第123号「障害者」主張より、私の分「精神通院医療確認調書」(大健福第1918号国→市へ指導するレセプト記入した個人の作成義務)求める。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年 4 月10日付け大生保生第27号 不存在による非開示決定	精神通院医療適用確認調書は自立支援医療の適用の可能性のある被保護者について作成している事務参考調書であり、作成義務のある書類ではないことから、請求者に係る同調書は作成していないため。	平成26年 5 月 7 日	処分の取り消しを求め、大生保生第 9 号(大個審第69号)「法第123号」該当レセプト求める。 大健福第1918号「国の指導」より、義務負う。 大生保生第1313号「公」同通知有り、通知上の 2 (1)イ・(2)規定示す。大生保生第30・31号の「却」理由は、「事実」欠如する答申「件」無い。大生保生第1440号「不非開示」・574号「不非公開」(答申第332号「件」)大健福第6290号「不」矛盾「生野区主張」否定する大健こ第145・258・580号「不非公開」大福祉第1317・1951・4516・4517号「不」非公開。 生野区は、「要望書」(答申第272号(答申第332号)別表 2、1001-11779-001-01)の「うつ病」非該当も有る記載を理解せず。 法第123号「明示」うつ病の非該当者有るのを不明示「神経症」無診療該当指導「発行」の自己情報レセプト欠如主張は、H19. 9月までの「レセプト」非該当見解を全く矛盾する。H19. 12月「レセプト」はH20年 3 月「医療要否意見書」有。「個人」請求経連数年中の「不」より、H20. 3 月「指導(発行)」は、H20年 3 月「医療要否意見書」以外。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「精神通院医療適用確認調書を求めているもの」であると解し、同調書は参考書類であり、作成義務のあるものではないため、該当する保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
94	平成26年度 諮問受理第36号	平成26年 6 月18日 付け大総務監第19号	平成26年 3 月12日	大総務監第99号「部分開示」は、不服申立て期日過ぎる為、再請求行う。	総務局監察課	平成26年 3 月26日付け大総務監第142号 開示決定	【大総務監第99号】 ○第202回公正職務審査委員会資料 ・本調査を実施しない案件(再審議)(資料 3) ・整理番号 23-01- 1 「通報についてのご連絡」 他14点	平成26年 5 月19日	処分の取り消しを行い、全開示を当然として、「整合性計る」権利保障せよ。「場当たり」認める憲法無い。回答・理由説明書・通知書(公益通報)の一致欠如は、判然たる事実。 市民の声回答類・理由説明書等の一致せず同じく、公益通報する職員弁明(答弁)も、一致(「上記の行政文書」)せずは、「場当たり」疑える為。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を、平成25年10月24日付け大総務監第99号により行った開示決定について、不服申立ての期限である60日を徒過したため、上記決定の請求内容について、再度保有個人情報の開示請求を行ったものであると解し、(き)欄に記載の保有個人情報特定して、(か)欄に記載の決定を行った。
95	平成26年度 諮問受理第37号	平成26年 6 月18日 付け大総務監第20号	平成26年 3 月12日	大総務監第104号「部分開示」は、不服申立て期日過ぎる為、再請求行う。	総務局監察課	平成26年 3 月26日付け大総務監第143号 開示決定	【大総務監第104号】 ○市民の声に係る回答等について (【回答分】1307 - 20019「日本国憲法について」)(平成25年10月16日付け決裁) ○回答文書(平成25年10月16日付け)	平成26年 5 月19日	処分の取り消しを求める。「個人の情報」部分は無い。名前を示すなら、「生野区女性」の取り扱い一律要す。(3 / 22「記者会見」) 「憲法」 権利の濫用か・職権濫用か、人種差別か!!! 「大阪市外国籍住民基本指針」P. 2 示す。並びに、大情審答申第332号「11」表記の答申類は、「市内見聞広げ、情報収集」示す職員各宣言引用有。 職員行動 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を、異議申立人が平成25年10月21日付けで行った「市民の声No.1307-20019-001-01(監察課)市民の声請求分(上記の回答分)も求む」の公開請求に対し、平成25年11月 5 日付け大総務監第104号により部分公開決定を行い特定した文書に記載された異議申立人の個人情報を求めるものであると解し、(き)欄に記載の保有個人情報を特定して、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
96	平成26年度 諮問受理第42号	平成26年 7 月 4 日 付け大生総第88号	平成26年 4 月 8 日	不服申立実施する為、次の再請求行う。 大生総第167号「不」非開示。	生野区役所総務課	平成26年 4 月17日付け大生総第50号 不存在による非開示決定	請求された保有個人情報については、作成又は取得していないため	平成26年 5 月 7 日	処分の取り消しを求め、「不」は、大生総第52(84)号「開」・「通報についての連絡(通知書A)」大生総第106号とうりの「医療要否意見書」の決定要す、又は、明示する「理由説明書」提出義務負う。職員主張の法的根拠義務有。嘱託医師関与有。 「第4章」社発第727号、社援第2700号「大健福第6151号」決定書、等々。大生保生第470号「不非開示」件(本庁課見解欠如は、違法＝「社発第727号」第2・7)の415・528号「不非開示」件。 大福祉第452号「不非開示」件が、医師資格者(嘱託医師)見解欠如明白より、無資格者CWの診断は、医師法違反。「法第50条」事例欠如する大福祉第2026号「不非公開」件・大福祉第802号「不非開示」件、大生保生第579・648号「不非公開件、251・1396・1397・1398・15・16・17号「不非開示」件 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「開示決定通知書である大生総第89号に合致する実施機関理由説明書を求めているもの」とであると解し、同開示決定通知書については実施機関理由説明書を作成しておらず、また他に大生総第89号と附番された実施機関理由説明書も存在しないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
97	平成26年度 諮問受理第47号	平成26年 7 月31日 付け大生保生第528号	平成26年 5 月 7 日	大生保生第33・640号「自立支援医療の適用指導しました」主張は、「恐怖症性不安障害」認める私の分求める。大生保生第1440号「不非開示」有。(大生保生第1055・1057・1085・1086・1099・1170・1313・1317・1168・1263・1265・1294号「公」件)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年 5 月16日付け大生保生第188号 不存在による非開示決定	生野区は、請求者が「恐怖症性不安障害であるとの理由で自立支援医療の適用指導を行った」ことはないので、請求された保有個人情報は存在しないため	平成26年 7 月 3 日	処分の取り消しを行い、「事実」特定や「事実行為(職員)」の法律上特定せよ。地法公務員法は、「職員」法的責務負う。市民の声No. 「ケース記録票」は、告示「厚生労働省告示第158号(H18.3/29)」(自立支援医療)判断出来ず。 「逆説」する言葉山散は、「ケース記録票(H20.4/1)」1点のみから主張有る為、「逆説」停止(改善)した「受診していない」ケース記録票とうり、訂正せよ。一慣性ある説明。 又、6・7貼る。CW見解根拠特定する法的義務負う「法第50条」行政指導実施。(医療介入可否明白する等々) 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人に対し恐怖症性不安障害により自立支援医療の適用指導を行った旨の記載があるものを求めているもの」とであると解し、異議申立人を恐怖症性不安障害であると判断して自立支援医療の適用指導を行っていないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
98	平成26年度 諮問受理第51号	平成26年 7月31日 付け大生保生第 536号	平成26年 5月23日	「第12章」F 4のF 40否定した大生保生第188号「不非開示（H26．5／16）」から、次は、F 41・F 42・F 43・F 44・F 45・F 48の大生保生第33・640号「自立支援医療の適用指導しました」主張を該当認めるもの求める。無作為の6・7貼る行為は、違法。医師への闇雲な行政指導（発行）は、違法。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年 6月 5日付け大生保生第271号 不存在による非開示決定	平成20年 3月29日付け「○○診療所の主治医からの診療状況回答書」に「自立支援医療適用可」と回答があったことから自立支援医療の適用指導を行ったものであるが、当該診療状況回答書にはF 40からF 45及びF 48で示されている病名は記載されておらず、また生野区が病名を判断したものではないため。	平成26年 7月 3日	処分の取り消しを行い、「事実」特定や「事実行為（職員）」の法律上特定せよ。地法公務員法は、「職員」法的責務負う。市民の声No. 「ケース記録票」は、告示「厚生労働省告示第158号（H18．3／29）」（自立支援医療）判断出来ず。 「逆説」する言葉山散は、「ケース記録票（H20．4／1）」1点のみから主張有る為、「逆説」停止（改善）した「受診していない」ケース記録票とうり、訂正せよ。一慣性ある説明。 又、6・7貼る○○CW見解根拠特定する法的義務負う「法第50条」行政指導実施。（医療介入可否明白する等々） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人に対し自立支援医療の適用指導を行うにあたり、F 41からF 45及びF 48の対象となる病名に該当すると判断したことがわかるものを求めているもの」であると解し、適用指導の根拠としている主治医からの診療状況回答にはそのような記述はなく、また実施機関が具体的な病名を判断していないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
99	平成26年度 諮問受理第52号	平成26年 7月31日 付け大生保生第 538号	平成26年 5月23日	大総務第e - 3・e - 26・e - 9号（○○書面）、大総務監第54（通知書A）号 大市民第6121号（○○書面）大生総第106（通知書A）号 大健福第6054・1098号（○○書面）大生総第84・106号（○○主張書面）号 上記「件」は、自立支援医療該当主張より、F 4類の私の該当するも求む！F 4は、F40・F 41・F 42・F 43・F 44・F 45・F 48の分類化→「職員書面」根拠の私の個人情報である。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年 6月 5日付け大生保生第272号 不存在による非開示決定	平成20年 3月29日付け「○○診療所の主治医からの診療状況回答書」に「自立支援医療適用可」と回答があったことから自立支援医療の適用指導を行ったものであるが、当該診療状況回答書にはF 40からF 45及びF 48で示されている病名は記載されておらず、また生野区が病名を判断したものではないため。	平成26年 7月 3日	処分の取り消しを行い、「事実」特定や「事実行為（職員）」の法律上特定せよ。地法公務員法は、「職員」法的責務負う。市民の声No. 「ケース記録票」は、告示「厚生労働省告示第158号（H18．3／29）」（自立支援医療）判断出来ず。 「逆説」する言葉山散は、「ケース記録票（H20．4／1）」1点のみから主張有る為、「逆説」停止（改善）した「受診していない」ケース記録票とうり、訂正せよ。一慣性ある説明。 又、6・7貼る○○CW見解根拠特定する法的義務負う「法第50条」行政指導実施。（医療介入可否明白する等々） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人に対し自立支援医療の適用指導を行うにあたり、F 41からF 45及びF 48の対象となる病名に該当すると判断したことがわかるものを求めているもの」であると解し、適用指導の根拠としている主治医からの診療状況回答にはそのような記述はなく、また実施機関が具体的な病名を判断していないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
100	平成26年度 諮問受理第53号	平成26年 7月31日 付け大生保生第 540号	平成26年 6月10日	施術の「給付要否意見書」生野区生活支援保有分から全部求む。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年 6月24日付け大生保生第359号 不存在による非開示決定	施術（鍼灸）に係る給付要否意見書は提出されていないため	平成26年 7月 3日	処分の取り消しを行い、開示せよ。 「下記」診療は、診察券有る為、正確な事実（条例第6・7条） ○○院・○○院はり治療有。○○院「針治療」有り。（○○科「同意書」（給付要否意見書）） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「施術（鍼灸）に係る給付要否意見書を求めているもの」であると解し、該当する保有個人情報をそもそも取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
101	平成26年度 諮問受理第73号	平成26年 8 月26日 付け大総務監第37号	平成26年 7 月 3 日	「通報についての連絡」から、該当する「診療報酬明細書(レセプト)」欠如する上での6・7貼る。 ○CWを法律上判断している公正職務審査会「委員」の法的根拠示す私の分求める。「委員」は、法的義務・法的責任を負う為、「法的根拠」必然。 原則	総務局監察課	平成26年 7 月17日付け大総務監第27号 不存在による非開示決定	総務局において、当該個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成26年 7 月31日	市民を「精神障害者」扱いする(思う・考える・可能性等々も同一次元)法律上「特定」せよ。 憲法第99・13条等々義務有。 「社保第136号」(生活保護手帳P . 364・365)大生保生第635・636・912・935・251・1396・1398・27・365号「不非開示」件の「社援保発第0929003号・社援指発第0929001号」レセプトー斉点検の元「レセプト」該当欠如、「社援保発第0330001号Ⅰ- 4 (3)ア」法第50条理由欠如、医師法第20条規定する ア「診療中」規定(前記通知上Ⅰ- 4 (2)「大生支第470号(他法活用検討依頼通知)」不非開示(H22 . 2 / 17)「個人情報」扱う上で、個人情報保護条例「法令」分ならず、6・7貼る法的根拠欠如した「公正」違法。「公正」原則は、法令正しく実施。「公正」の法的根拠要す。(6・7貼る私の情報) 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を、「公正職務審査会『委員』の法的根拠」を求めるものであると解したところ、上記「公正職務審査会『委員』の法的根拠」は、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例及び大阪市公正職務審査委員会規則において規定されているが、当該条例及び規則には異議申立人の個人情報は含まれていないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
102	平成26年度 諮問受理第74号	平成26年 8 月26日 付け大総務監第38号	平成26年 7 月 3 日	「通報についての連絡」通知書Aの法律上論証する「厚生労働省告示第158号」(H18 . 3 / 29)を満たす私の個人情報求める。 自立支援医療の必要認めるもの！	総務局監察課	平成26年 7 月17日付け大総務監第28号 不存在による非開示決定	総務局において、当該個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成26年 7 月31日	市民を「精神障害者」扱いする(思う・考える・可能性等々も同一次元)法律上「特定」せよ。 憲法第99・13条等々義務有。 「社保第136号」(生活保護手帳P . 364・365)大生保生第635・636・912・935・251・1396・1398・27・365号「不非開示」件の「社援保発第0929003号・社援指発第0929001号」レセプトー斉点検の元「レセプト」該当欠如、「社援保発第0330001号Ⅰ- 4 (3)ア」法第50条理由欠如、医師法第20条規定する ア「診療中」規定(前記通知上Ⅰ- 4 (2)「大生支第470号(他法活用検討依頼通知)」不非開示(H22 . 2 / 17)「個人情報」扱う上で、個人情報保護条例「法令」分ならず、6・7貼る法的根拠欠如した「公正」違法。「公正」原則は、法令正しく実施。「公正」の法的根拠要す。(6・7貼る私の情報) 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を、公益通報第23-01-113号の審議結果の本人通知のうち、平成18年 3 月28日付け厚生労働省告示第158号「障害者自立支援法施行令第35条第 1 項第 1 号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるもの」を根拠として、異議申立人に対して自立支援医療が必要であると認めている部分の開示を求めていると解した。しかし、当該公益通報においては、当該告示を満たすかどうかや、異議申立人に対して自立支援医療が必要であると認めるかどうかを審議したものではないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
103	平成26年度 諮問受理第79号	平成26年9月4日 付け大生保生第736号	平成26年7月3日	大生総第71号「件」は、○○医師の証言有り、大生総第84・52号「件」(○○職員聞き取り書面)の相違する「行政指導」(法第50条)主張の大生保生第399号「不承認」件から、医師責任問うもの求める。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年7月16日付け大生保生第444号 不存在による非開示決定	実施機関が○○医師の責任を問うたという事実はなく、請求に係る保有個人情報は作成又は取得していないため	平成26年7月31日	大生支第113号「不非公開(6・7貼る法的根拠欠如)」件(答申第272号「件」)「6・7貼る」法的責任満たすもの欠如は、6・7貼る違法行為明白。 「特定」する開示求める。「法第25条1項」「法第50条」根拠「法第4条」主張。 「他法他施策の活用」する生野区6・7該当指導(貼る)大個審答第69号「大生保生第399号」不承認件の理由説明書(大生保生第825号)が、指定医療機関の義務規定「法第50条」主張、又、「社援保発第0330001号Ⅰ-4(2)ア」主張もあり、医師の法的義務・責任問う「行政指導に従え」実施した6・7貼る発行H20.3/26有。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「利用停止不承認決定通知書である大生保生第399号を根拠として○○医師の責任を問うたものを求めているもの」であると解し、実施機関は○○医師に対し責任を問うたという事実はないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
104	平成26年度 諮問受理第80号	平成26年9月4日 付け大生保生第738号	平成26年7月3日	大生保生第189・361・362・363・364号「○○診療所の診療状況回答書」を法律上有効満たすもの求める。(市民の声No.1101-12776-001-01・1319-20010-001-01 否認する生野区)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年7月16日付け大生保生第446号 不存在による非開示決定	請求書にある大生保生第189・361・362・363・364号で開示決定した「○○診療所の診療状況回答書」は適法に収集した個人情報であり、また「適法である」ことの根拠となり得るものは当然生活保護法などの法令等であるから、請求者の保有個人情報にそれは含まれず、そもそも存在しないため	平成26年7月31日	大生支第113号「不非公開(6・7貼る法的根拠欠如)」件(答申第272号「件」)「6・7貼る」法的責任満たすもの欠如は、6・7貼る違法行為明白。 「特定」する開示求める。「法第25条1項」「法第50条」根拠「法第4条」主張。 「他法他施策の活用」する生野区6・7該当指導(貼る)大個審答申第69号「大生保生第399号」不承認件の理由説明書(大生保生第825号)が、指定医療機関の義務規定「法第50条」主張、又、「社援保発第0330001号Ⅰ-4(2)ア」主張もあり、医師の法的義務・責任問う「行政指導に従え」実施した6・7貼る発行H20.3/26有。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「○○診療所の診療状況回答書を法律上有効とみなす根拠を求めているもの」であると解し、同回答書は適法に収集した個人情報であり、また「適法である」ことの根拠となり得るものは当然生活保護法などの法令等であるため、そこに異議申立人の個人情報が含まれることはないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
105	平成26年度 諮問受理第81号	平成26年9月4日 付け大生保生第740号	平成26年7月3日	大生保生第571号「不非開示(ホルモン剤「ノルパディックス」と神経症の因果関係否定するもの欠如)」件は、「診療報酬明細書」(レセプト)が、「ノルパディックス」処方承知の元、6・7貼る事実関係至り、即、「ノルパディックス」副作用を否認するもの求める。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年7月16日付け大生保生第448号 不存在による非開示決定	実施機関は請求書にあるような「ノルパディックスと神経症の因果関係を否定も肯定」もしたことはなく、「ノルパディックスの副作用を否認」したこともないので、請求に係る保有個人情報は作成又は保有していないため	平成26年7月31日	大生支第113号「不非公開(6・7貼る法的根拠欠如)」件(答申第272号「件」)「6・7貼る」法的責任満たすもの欠如は、6・7貼る違法行為明白。 「特定」する開示求める。「法第25条1項」「法第50条」根拠「法第4条」主張。 「他法他施策の活用」する生野区6・7該当指導(貼る)大個審答申第69号「大生保生第399号」不承認件の理由説明書(大生保生第825号)が、指定医療機関の義務規定「法第50条」主張、又、「社援保発第0330001号Ⅰ-4(2)ア」主張もあり、医師の法的義務・責任問う「行政指導に従え」実施した6・7貼る発行H20.3/26有。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「ノルパディックスの副作用を否認するものを求めているもの」であると解し、ノルパディックスと神経症の因果関係を否定も肯定もしたことはなく、またノルパディックスの副作用を否認したこともないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張 (こ)実施機関の主張
106	平成26年度 諮問受理第82号	平成26年 9 月 4 日 付け大生保生第 742号	平成26年 7 月 3 日	生野区生活支援は、大福祉第3281号「市民の声 6 点」(1001-11239-001-01、1101-10043-001-01、1101-10570-001-01、1101-11589-001-02、1201-11353-001-01) 否認するが、1001-12322-001-02、1101-10829-001-01認知、保護課見解争う生野区生活支援の法的根拠求める。(客観性満たすもの)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年 7 月16日付け大生保生第449号 不存在による非開示決定	実施機関は、福祉局保護課が作成した市民の声の回答に関して見解を争ったことはなく、また請求者に係る保有個人情報には「法的根拠」は含まれず、存在しないため。	平成26年 7 月31日	大生支第113号「不非公開(6 ・ 7 貼る法的根拠欠如) 」件(答申第272号「件」) 「 6 ・ 7 貼る」法的責任満たすもの欠如は、 6 ・ 7 貼る違法行為明白。 「特定」する開示求める。「法第25条 1 項」「法第50条」根拠「法第 4 条」主張。 「他法他施策の活用」する生野区 6 ・ 7 該当指導(貼る) 大個審答申第69号「大生保生第399号」不承認件の理由説明書(大生保生第825号)が、指定医療機関の義務規定「法第50条」主張、又、「社援保発第0330001号Ⅰ - 4 (2) ア」主張もあり、医師の法的義務・責任問う「行政指導に従え」実施した 6 ・ 7 貼る発行 H20 . 3 / 26有。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「大福祉第3281号に関する市民の声 6 点について、福祉局保護課と見解を争う法的根拠を求めているもの」であると解し、福祉局保護課と見解を争った事実はないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
107	平成26年度 諮問受理第83号	平成26年 9 月 4 日 付け大生保生第 744号	平成26年 7 月 3 日	大生支第469号「件」、大生生第73号「件」、大生保生第33・218・640号「件」は、同「ケース記録票」(H20 . 3 / 31・4 / 1) 決定事項からも明白な様に医療記録欠如から、 ○ ○医師容(承)認するもの求める(私の分)。「医学」上容(承)認するもの請求。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年 7 月16日付け大生保生第450号 不存在による非開示決定	実施機関が○○医師からの診療状況回答書について「医学」上承認したという事実はなく、請求に係る保有個人情報は存在しないため	平成26年 7 月31日	大生支第113号「不非公開(6 ・ 7 貼る法的根拠欠如) 」件(答申第272号「件」) 「 6 ・ 7 貼る」法的責任満たすもの欠如は、 6 ・ 7 貼る違法行為明白。 「特定」する開示求める。「法第25条 1 項」「法第50条」根拠「法第 4 条」主張。 「他法他施策の活用」する生野区 6 ・ 7 該当指導(貼る) 大個審答申第69号「大生保生第399号」不承認件の理由説明書(大生保生第825号)が、指定医療機関の義務規定「法第50条」主張、又、「社援保発第0330001号Ⅰ - 4 (2) ア」主張もあり、医師の法的義務・責任問う「行政指導に従え」実施した 6 ・ 7 貼る発行 H20 . 3 / 26有。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「○○医師が作成した診療状況回答書について、生野区役所が医学上何らかの承認をしたものを求めているもの」であると解し、そのような医学上の判断を行った事実はないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
108	平成26年度 諮問受理第101号	平成26年10月24日 付け大生保生第 1020号	平成26年 7 月14日	生野区生活支援は、「○○診療所」が、特例の私の場合(異議申立人)「医師法第20条」免責・免除する法的根拠明らかな私の分求める。(3 ヶ月以上未受診の 6 ・ 7 指導)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年 7 月24日付け大生保生第499号 不存在による非開示決定	「○○診療所」について「医師法第20条」を免責・免除するという趣旨の「法的根拠」はそもそも存在しないため	平成26年 8 月29日	処分の取り消しを求め、「レセプト」「医療要否意見書」 6 ・ 7 貼るもの決定求む。 市民の声No.1101-11587-001-01(回答分) (H19 . 10 / 7 「医療要否意見書」主張) ・ 1001-10251-001-01・1101-12606-001-01(回答分) (レセプトエラのみ点検、H20 . 3 / 25 「医療要否意見書」主張) 右のとおり、大健福第1238号「公」件・1917号「公」件の区矛盾。 大阪弁護士会へは、「未使用医療券の返送義務ありません」 ○○書面(回答書)でも、社援保発第0330001号Ⅰ - 4 (2) ア後段不正確回答記載有、「通知書 A 」主張との一慣性欠如。 初めは、「通院無く不知」○○主張。大福祉第3281号「市民の声 6 点回答」件・大政第 e - 43号「市民の声12点回答」件・大政第 e - 8 号「市民の声(H26 . 5 / 26) 24区回答分」。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「○○診療所について医師法第20条を免責する法的根拠を求めているもの」であると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定に足る事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
109	平成26年度 諮問受理第102号	平成26年10月24日 付け大生保生第1022号	平成26年 7月14日	大生保生第399号「決定書」(一般的な不平不満)の法的根拠示すもの求める。(大福祉第3281号「市民の声」6点(回答))争う生野区行為。)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年 7月24日付け大生保生第500号 不存在による非開示決定	大生保生第399号「決定書」の根拠となるものは大阪市個人情報保護条例第43条であるが、同条例に請求者に係る保有個人情報は含まれていないため	平成26年 8月29日	処分の取り消しを求め、「レセプト」「医療要否意見書」6・7貼るもの決定求む。 市民の声No.1101-11587-001-01(回答分)(H19.10/7「医療要否意見書」主張)・1001-10251-001-01・1101-12606-001-01(回答分)(レセプトエラのみ点検、H20.3/25「医療要否意見書」主張) 右のとつりに、大健福第1238号「公」件・1917号「公」件の区矛盾。 大阪弁護士会へは、「未使用医療券の返送義務ありません」○○書面(回答書)でも、社援保発第0330001号Ⅰ-4(2)ア後段不正確回答記載有、「通知書A」主張との一慣性欠如。 初めは、「通院無く不知」○○主張。大福祉第3281号「市民の声」6点回答件・大政第e-43号「市民の声」12点回答件・大政第e-8号「市民の声」(H26.5/26)24区回答分。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「不服申立てに係る決定書である大生保生第399号の法的根拠を求めているもの」とであると解し、決定の根拠となる諸法令上に異議申立人に係る個人情報は存在しないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
110	平成26年度 諮問受理第103号	平成26年10月24日 付け大生保生第1024号	平成26年 7月14日	「○○診療所」診療状況照会書6・7部分の一致する大生保生第609号「レセプト」H19年4月分、6月分、7月分、9月分、12月分」5点、大生保生第963号「医療要否意見書」(H18.9/26・H19.3/24・H19.10/7・H20.3/25)」4点等から、「特定」せよ。(貼るものは回答一致するものである。)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年 7月24日付け大生保生第501号 不存在による非開示決定	開示請求書に記載された各レセプト及び医療要否意見書には、診療状況照会書の「6・7部分」に一致する記載はなく、「特定」するものは存在しないため	平成26年 8月29日	処分の取り消しを求め、「レセプト」「医療要否意見書」6・7貼るもの決定求む。 市民の声No.1101-11587-001-01(回答分)(H19.10/7「医療要否意見書」主張)・1001-10251-001-01・1101-12606-001-01(回答分)(レセプトエラのみ点検、H20.3/25「医療要否意見書」主張) 右のとつりに、大健福第1238号「公」件・1917号「公」件の区矛盾。 大阪弁護士会へは、「未使用医療券の返送義務ありません」○○書面(回答書)でも、社援保発第0330001号Ⅰ-4(2)ア後段不正確回答記載有、「通知書A」主張との一慣性欠如。 初めは、「通院無く不知」○○主張。大福祉第3281号「市民の声」6点回答件・大政第e-43号「市民の声」12点回答件・大政第e-8号「市民の声」(H26.5/26)24区回答分。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「開示請求書に記載された各レセプト及び医療要否意見書のうち、診療状況照会書の6・7が記載されたものを求めているもの」とであると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
111	平成26年度 諮問受理第104号	平成26年10月24日 付け大生保生第 1026号	平成26年 7月31日	〇〇医師の回答が、「レセプト」「医療要否意見書」の逸脱有り得ず、大生保生第635・636・912・935号「不非開示(該当するレセプト欠如)」件とうり、6・7貼る「レセプト」欠如有る6・7貼る私の情報(個人情報)医師第20条免除する異議申立人件	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年 8月11日付け大生保生第581号 開示決定	〇〇診療所の診療状況回答書(照会項目として、6=自立支援医療適用の可否、7=精神保健福祉手帳の手続きについて回答されたもの)	平成26年 8月29日	処分の取り消しを求め、「レセプト」「医療要否意見書」6・7貼るもの決定求む。 市民の声No.1101-11587-001-01(回答分)(H19.10/7「医療要否意見書」主張)・1001-10251-001-01・1101-12606-001-01(回答分)(レセプトエラのみ点検、H20.3/25「医療要否意見書」主張) 右のとつりに、大健福第1238号「公」件・1917号「公」件の区矛盾。 大阪弁護士会へは、「未使用医療券の返送義務ありません」 〇〇書面(回答書)でも、社援保発第0330001号Ⅰ-4(2)ア後段不正確回答記載有、「通知書A」主張との一慣性欠如。 初めは、「通院無く不知」〇〇主張。大福祉第3281号「市民の声6点回答」件・大政第e-43号「市民の声12点回答」件・大政第e-8号「市民の声(H26.5/26)24区回答分」 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「〇〇診療所の診療状況回答書(照会項目として、6=自立支援医療適用の可否、7=精神保健福祉手帳の手続きについて回答されたもの)を求めているもの」であると解し、(き)欄に記載の保有個人情報を特定して、(か)欄に記載の決定を行った。
112	平成26年度 諮問受理第105号	平成26年10月24日 付け大生保生第 1028号	平成26年 7月31日	「〇〇医師」への6・7貼るもの欠如ならば、「ICD-10」F4類(F40~F48)からも、違法と成り、「法第50条」法的責任負う実施機関「生野区生活支援」の全面謝罪否定するもの求める!	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年 8月11日付け大生保生第583号 不存在による非開示決定	実施機関が請求者に対し、〇〇医師への診療状況照会に関して「全面謝罪」を行ったことはなく、したがって当該「全面謝罪」を実施機関が否定することがないことから、請求に係る保有個人情報は作成又は保有していないため	平成26年 8月29日	処分の取り消しを求め、「レセプト」「医療要否意見書」6・7貼るもの決定求む。 市民の声No.1101-11587-001-01(回答分)(H19.10/7「医療要否意見書」主張)・1001-10251-001-01・1101-12606-001-01(回答分)(レセプトエラのみ点検、H20.3/25「医療要否意見書」主張) 右のとつりに、大健福第1238号「公」件・1917号「公」件の区矛盾。 大阪弁護士会へは、「未使用医療券の返送義務ありません」 〇〇書面(回答書)でも、社援保発第0330001号Ⅰ-4(2)ア後段不正確回答記載有、「通知書A」主張との一慣性欠如。 初めは、「通院無く不知」〇〇主張。大福祉第3281号「市民の声6点回答」件・大政第e-43号「市民の声12点回答」件・大政第e-8号「市民の声(H26.5/26)24区回答分」 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人に対し全面謝罪を行ったことを否定するものを求めているもの」であると解し、全面謝罪を行った事実はなく、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
113	平成26年度 諮問受理第107号	平成26年10月24日 付け大生保生第1030号	平成26年 7 月31日	第13条「正確かつ最新状態の保持(略)」から、自立支援医療呼称する「職員」書面類(大生保生第33・218・640号主張、大生総第84・52号「○○」件、大健福第6054・1098号「○○」件・大市民第6121号「○○」件、大総務監第54号「○○」件・大生総第106号「○○」件、大総務第e-3・e-26・e-9号「○○」件)計13件は、私が、精神障害者満なすもので、「判断」したものを求める。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年 8 月11日付け大生保生第584号 不存在による非開示決定	実施機関が「請求者を精神障害者」と見なすという判断をしたことはないので、「請求者を精神障害者と満(見)なすと判断した」個人情報は作成しておらず、保有していないため	平成26年 8 月29日	処分の取り消しを求め、「レセプト」「医療要否意見書」6・7貼るもの決定求む。 市民の声No.1101-11587-001-01(回答分)(H19.10/7「医療要否意見書」主張)・1001-10251-001-01・1101-12606-001-01(回答分)(レセプトエラのみ点検、H20.3/25「医療要否意見書」主張) 右のとつりに、大健福第1238号「公」件・1917号「公」件の区矛盾。 大阪弁護士会へは、「未使用医療券の返送義務ありません」○○書面(回答書)でも、社援保発第0330001号I-4(2)ア後段不正確回答記載有、「通知書A」主張との一慣性欠如。 初めは、「通院無く不知」○○主張。大福祉第3281号「市民の声6点回答」件・大政第e-43号「市民の声12点回答」件・大政第e-8号「市民の声(H26.5/26)24区回答分」 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人を精神障害者とみなす判断をしたことがわかるものを求めているもの」とであると解し、そのような判断をした事実はなく、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
114	平成26年度 諮問受理第108号	平成26年10月24日 付け大生保生第1012号	平成26年 8 月 7 日	大生保生第914号「開」件の市民の声No.0901-10966-001-01が、「生活保護法第28条」主張から、規定「検診命令」を受けた私の分、求める。「検診命令」と分かるもの特定せよ。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年 8 月11日付け大生保生第645号 不存在による非開示決定	実施機関は請求者に対して「検診命令」を発したことはないから、請求に係る保有個人情報は作成又は保有していないため	平成26年 8 月29日	大生支第470号「不非開示」件(H22.2/17「保護課見解」非該当者)大情審答申第272号別表1の市民の声回答5点中「市民の声No.0967-10056-001-01」生活保護手帳P.338「精神医療取扱要領」判定6・7貼る主張は、社援第1533号「不」(非公開)件相違有。「社発第727号」第2・第7「精神医療取扱要領」規定中「神経症」欠如。「生活保護法第4条」 大生保生第547・604・624号「不非公開」(「神経症」規定欠如・「神経症」該当資料欠如)件は、大情審答申第332号「件」・大個審答申第57号「大生支第470号」不非開示件有。「自立支援医療」申請欠如する異議申立人。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人に対し生活保護法第28条の検診命令を発したことがわかるものを求めているもの」とであると解し、そのような事実がないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
115	平成26年度 諮問受理第109号	平成26年10月24日 付け大生保生第1014号	平成26年 8 月 7 日	大生保生第914号「開」件の市民の声No.0901-11274-001-01が、「生活保護法第29条」主張から、社援保発第0330001号I-4(3)留意事項の「同意書」添付規定より、「同意書」添付の分かるもの	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年 8 月11日付け大生保生第646号 不存在による非開示決定	社援保発第0330001号I-4-(3)は、診療状況の照会に際して「同意書」の添付を規定したものではなく、実施機関は請求書に係る「病状照会」に際し、「同意書の添付」は行っていないから、請求に係る保有個人情報は作成又は保有していないため	平成26年 8 月29日	大生支第470号「不非開示」件(H22.2/17「保護課見解」非該当者)大情審答申第272号別表1の市民の声回答5点中「市民の声No.0967-10056-001-01」生活保護手帳P.338「精神医療取扱要領」判定6・7貼る主張は、社援第1533号「不」(非公開)件相違有。「社発第727号」第2・第7「精神医療取扱要領」規定中「神経症」欠如。「生活保護法第4条」 大生保生第547・604・624号「不非公開」(「神経症」規定欠如・「神経症」該当資料欠如)件は、大情審答申第332号「件」・大個審答申第57号「大生支第470号」不非開示件有。「自立支援医療」申請欠如する異議申立人。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「診療状況の照会に際して添付した同意書を求めているもの」とであると解し、照会に際しては同意書は必要ではないため添付していないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
116	平成26年度 諮問受理第111号	平成26年10月27日 付け大福祉第2487号	平成25年12月 3 日	当時、健康福祉局長が、大阪弁護士会当委員会○○弁護士ら（他2名）の電話上「回答」する記録を私の分求める。	福祉局総務課、保護課	平成25年12月17日付け大福祉第3282号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないため。	平成26年 1月17日	処分の取り消しを求め、「発行」する必要性の相当理由「異議申立人の自己情報」決定せよ。大総務第e - 3号P . 5「弁護士の回答」を不満抱く異議申立人を示すが、職員が、○○弁護士見解とうりの「理由」示せず、請求続くが、「特定不可」「満たさず」却下も有。 職員の理不尽続くが、正当化必死な事態。 審査会へは、「難解」との弁明有り、あたかも、責任転換を市民（異議申立人）に行っている。大健福第6054・1098（4090）号「レセプト」判断する発行示す上で、「レセプト」不非開示。 大生保生第825号「理由説明書」（法第50条主張）の自己情報不明。大生総第52（84）号「レセプト」存在せず示している。（発行時） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「健康福祉局長と大阪弁護士会の○○弁護士との電話における異議申立人に関する内容の記録を求めるもの」であると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないことから（か）欄に記載の決定を行った。
117	平成26年度 諮問受理第112号	平成26年10月27日 付け大福祉第2488号	平成25年12月 3 日	市民の声No.0920-20072-001-01（H21 . 11 / 20保護課）の「保護課の考え方についての報告」記録等々の書面を求める。	福祉局保護課	平成25年12月17日付け大福祉第3283号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないため。	平成26年 1月17日	処分の取り消しを求め、「発行」する必要性の相当理由「異議申立人の自己情報」決定せよ。大総務第e - 3号P . 5「弁護士の回答」を不満抱く異議申立人を示すが、職員が、○○弁護士見解とうりの「理由」示せず、請求続くが、「特定不可」「満たさず」却下も有。 職員の理不尽続くが、正当化必死な事態。 審査会へは、「難解」との弁明有り、あたかも、責任転換を市民（異議申立人）に行っている。大健福第6054・1098（4090）号「レセプト」判断する発行示す上で、「レセプト」不非開示。 大生保生第825号「理由説明書」（法第50条主張）の自己情報不明。大生総第52（84）号「レセプト」存在せず示している。（発行時） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「市民の声No.0920-20072-001-01の回答にある、福祉局が総務局へ報告した福祉局の考え方を記載した書面を求めるもの」であると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないことから（か）欄に記載の決定を行った。
118	平成26年度 諮問受理第113号	平成26年10月27日 付け大福祉第2489号	平成25年12月 3 日	福祉局は、大健福第4419号「理由説明書」（大個審答申第57号）以降の6054・1098号作成書面上「一部謝罪」する「レセプト」求める。6058・1098号は、レセプト発行主張。	福祉局保護課	平成25年12月17日付け大福祉第3284号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないため。	平成26年 1月17日	処分の取り消しを求め、「発行」する必要性の相当理由「異議申立人の自己情報」決定せよ。大総務第e - 3号P . 5「弁護士の回答」を不満抱く異議申立人を示すが、職員が、○○弁護士見解とうりの「理由」示せず、請求続くが、「特定不可」「満たさず」却下も有。 職員の理不尽続くが、正当化必死な事態。 審査会へは、「難解」との弁明有り、あたかも、責任転換を市民（異議申立人）に行っている。大健福第6054・1098（4090）号「レセプト」判断する発行示す上で、「レセプト」不非開示。 大生保生第825号「理由説明書」（法第50条主張）の自己情報不明。大生総第52（84）号「レセプト」存在せず示している。（発行時） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「大健福第6054・1098号で公開・開示決定した『生活保護担当職員の発言に対する事実確認について』に記載された手続きに則っていれば存在するであろう異議申立人のレセプトを求めるもの」であると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないことから（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
119	平成26年度 諮問受理第114号	平成26年10月27日 付け大福祉第2490号	平成25年12月3日	福祉局保護課は、「自己情報私の分」市作成使用する「精神通院医療適用確認調書」求める。	福祉局保護課	平成25年12月17日付け大福祉第3285号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないため。	平成26年1月17日	処分の取り消しを求め、「発行」する必要性の相当理由「異議申立人の自己情報」決定せよ。大総務第e-3号P.5「弁護士の回答」を不満抱く異議申立人を示すが、職員が、 〇〇弁護士見解とうりの「理由」示せず、請求続くが、「特定不可」「満たさず」却下も有。 職員の理不尽続くが、正当化必死な事態。 審査会へは、「難解」との弁明有り、あたかも、責任転換を市民（異議申立人）に行っている。大健福第6054・1098（4090）号「レセプト」判断する発行示す上で、「レセプト」非開示。 大生保生第825号「理由説明書」（法第50条主張）の自己情報不明。大生総第52（84）号「レセプト」存在せず示している。（発行時） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「実施機関が作成した異議申立人についての精神通院医療適用確認調書を求めるもの」とであると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないことから（か）欄に記載の決定を行った。
120	平成26年度 諮問受理第115号	平成26年10月27日 付け大福祉第2491号	平成26年3月12日	福祉局保護課は、「公益通報」制度上調査した「通報についての連絡」（生野区異議申立人の件他法問題）の提出資料「社援第2700号」の該当する私の分求める。 大健福第6054・1098号「発行」理由「自己情報」求める！	福祉局保護課	平成26年3月26日付け大福祉第4573号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないため。	平成26年4月8日	処分の取り消しを行い、「公益通報した連絡（通知書A）」調査資料決定求める。並びに、大政第199号「調査資料」（保護課分求める）決定も求める。又、大健福第2026号「不」件公開（答申第332号）有。大福祉第4574号「不」非開示は、理不尽。（理由要す） 「不」非公開の同案全点が、「整合性」計れず。大生支第470号「不」非開示有。 答申上の「使い分け否定」（大健福第2560号「諮」非公開）、答申第332号「事案」内も、大健福第3314・2456号「公」は、大健福第5580号「不」非公開の不整合。「改訂増補生活保護法の解釈と運用」逸脱。第一、「神経症」は、「第12章」除外より、答申「事案」大健福第6290号「不」非公開・大福祉第1317・1951号「不」非公開大福祉第4574号「当各院」は、法第50条該当する。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「社援第2700号通知で規定する手続き及び大健福第6054・1098号により公開・開示した『生活保護担当職員の発言に対する事実確認について』に記載された手続きに則っていれば存在するであろう異議申立人の情報を求めるもの」とであると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成していないことから（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
121	平成26年度 諮問受理第116号	平成26年10月27日 付け大福祉第2492号	平成26年 3月12日	大阪市大病院に対する、法第50条「医師法第19条」調査（指導）不要の理由分かるもの求める。 ○○病院「○○科」に対する、法第50条「医師法第19条」調査（指導）不要の理由分かるもの求める。	福祉局保護課	平成26年 3月26日付け大福祉第4574号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないため。	平成26年 4月 8日	処分の取り消しを行い、「公益通報した連絡（通知書A）」調査資料決定求める。並びに、大政第199号「調査資料」（保護課分求める）決定も求める。又、大健福第2026号「不」件公開（答申第332号）有。大福祉第4574号「不」非開示は、理不尽。（理由要す） 「不」非公開の同案全点が、「整合性」計れず。大生支第470号「不」非開示有。 答申上の「使い分け否定」（大健福第2560号「諮」不非公開）、答申第332号「事案」内も、大健福第3314・2456号「公」は、大健福第5580号「不」非公開の不整合。「改訂増補生活保護法の解釈と運用」逸脱。第一、「神経症」は、「第12章」除外より、答申「事案」大健福第6290号「不」非公開・大福祉第1317・1951号「不」非公開大福祉第4574号「当各院」は、法第50条該当する。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「大阪市立大学医学部付属病院及び○○病院に対する、個別指導又は検査を実施しなくてもよいとする規定の文書を求めるもの」とであると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないことから（か）欄に記載の決定を行った。
122	平成26年度 諮問受理第121号	平成26年11月18日 付け大福祉第2769号	平成26年 5月 7日	大福祉第3902号「決定書」の「一般的な不平不満」分かるもの求める。 （1001-10250-001-01）（0920-20072-001-01）大健福第2207号「不承認」は、市民の声回答不承認主張（事実否定）	福祉局保護課	平成26年 5月21日付け大福祉第487号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないため。	平成26年 7月 3日	処分の取り消し求める、「不非開示」件は、「開示」する特定せよ、並びに、「補正依頼」逃げ口上以前の「6・7貼る見解」決定から発行（行政指導）実施したのは生野区の為、「生野区」決定根拠を私は不承知（不知）故、補正出来ず「補正依頼」拒否。 「精神疾患」具体化するもの私の個人情報要す、並びに、「特定する」法的義務負う。○○CW見解「6・7貼る」行政指導「発行」する法律上義務福祉局生野区双方負う。 大福祉第4869号・大生保生第161号「決定書」上の主張有。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「大福祉第3902号による決定書に記載している『一般的な不平不満』という文言に関する説明文書を求めるもの」とであると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないことから（か）欄に記載の決定を行った。
123	平成26年度 諮問受理第132号	平成26年11月28日 付け大生保生第1180号	平成26年 8月11日	大生保生第915（691）号「開」件の「浪速区移管資料ケース記録票「主のいつもの主張に見られるように」の判明するもの求める。条例上「主観禁止」有。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年 8月25日付け大生保生第665号 不存在による非開示決定	請求に係る保有個人情報については、作成又は保有していないため	平成26年 9月18日	○○職員の悪意感じる「主観」記載か否かの調査必要不欠如より、処分の取り下げ、判明するもの（記載根拠）求める。 「法令」反する主観の記載。 欠如は、虚像作る法令違反「条例第6・7・13条規定等々」、憲法第13条「人格権」違憲行為示す。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「生野区から浪速区へ移管したケース記録のうち『主のいつもの主張に見られるように』と記載した根拠を求めているもの」とであると解し、当該記載は実施機関の判断であるため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
124	平成26年度 諮問受理第133号	平成26年11月28日 付け大生保生第 1182号	平成26年 8月29日	大生保生第583号「不非開示」件の584号「不非開示」件は、次の法的義務満たす正確な私の情報要す為、法律でH20 . 3 / 26「6・7」見解貼る発行「全面謝罪じゃありません」主張出来るもの求める。(自立支援医療の判明するもの)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年 9月10日付け大生保生第766号 不存在による非開示決定	実施機関は請求者に対して、○○医師への診療状況照会に関して「全面謝罪」を行ったことはないから、請求に係る「全面謝罪」を実施機関が主張するための保有個人情報は作成又は保有していないため	平成26年 9月18日	大情審答申第272号「大生支第113号」不件の調査資料別表1・2全点 大個審答申第57号「大生支第470号」不件、及び、全件(大生支・大健福) 大個審答申第69号「大生保生第399号」不承認件、大情審答申第316号調査資料(大政第188号「公」件)<6・7押印違法行為> 大情審答申第332号「大健福第5580・6290号」不件、「大福祉第1371・1951・2026号」不件、「大生保生第574・604・624号」不件、大情審答申第349号「大生保生第902号」不件等々の本人不同意調査規定欠如、「神経症(抑うつ状態)」規定や有るもの欠如、法第50条事例・判例欠如。又、大生保生第579・684号「不非公開」件。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人に対し全面謝罪を行ったことを否定するものを求めているもの」であると解し、全面謝罪を行った事実はなく、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
125	平成26年度 諮問受理第134号	平成26年11月28日 付け大生保生第 1184号	平成26年 8月29日	大生保生第359号「不非開示」件の施術(針灸)の「給付要否意見書」欠如(浪速区生活支援にも「針灸」治療欠如する返答した○○職員)が、旧来「開示」した私の手元にある「生活保護法による施術費給付承認書」が、○○院・○○院で各6点づつ有る為、「不」欠如理由分かるもの求める。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年 9月10日付け大生保生第767号 不存在による非開示決定	実施機関が保有している生活保護記録(ケース記録)には、(鍼灸)に係る給付要否意見書は提出されておらず、請求に係る保有個人情報は保管されていないため	平成26年 9月18日	大情審答申第272号「大生支第113号」不件の調査資料別表1・2全点 大個審答申第57号「大生支第470号」不件、及び、全件(大生支・大健福) 大個審答申第69号「大生保生第399号」不承認件、大情審答申第316号調査資料(大政第188号「公」件)<6・7押印違法行為> 大情審答申第332号「大健福第5580・6290号」不件、「大福祉第1371・1951・2026号」不件、「大生保生第574・604・624号」不件、大情審答申第349号「大生保生第902号」不件等々の本人不同意調査規定欠如、「神経症(抑うつ状態)」規定や有るもの欠如、法第50条事例・判例欠如。又、大生保生第579・684号「不非公開」件。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「施術(鍼灸)に係る給付要否意見書を求めているもの」であると解し、該当する保有個人情報をそもそも取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
126	平成26年度 諮問受理第138号	平成26年12月 2 日 付け大市民消費第 239号	平成26年 3月24日	消費者センターの「相談記録」以外の保有する私の件求める。特には、「記者会見」(大総務第e - 3号「公」の3事業者件分かるもの	大阪市消費者センター	平成26年 4月 7日付け大市民消費第 6号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成26年 4月11日	処分の取り消しを求め、情報公開Gの引用したものの開示求める。 「記者会見」(大総務第e - 3号「公」)の作成根拠不明は、理解出来ず、一致するもの求める 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「消費生活相談以外の異議申立人に係る個人情報を求めているもの」であると解し、実施機関は消費生活相談の内容についてのみ情報を保有していることから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
127	平成26年度 諮問受理第139号	平成26年12月10日 付け大市第25号	平成26年10月23日	市政改革室は、私が、「精神障害者」認定するもの求める。(大市第17号「理由説明書」)	市政改革室総合調整担当	平成26年11月5日付け大市第23号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成26年11月14日	大情審答申第332号「大福祉第1951号」不件、「大健福第6290号」不件、「大生保生第574号」不件、大情審答申第349号「大生保生第902号」不件、「大生保生第1085号」公件、等々の否認続行の職員 大個審答申第55・56・57・58号・60号・62号「各件」等々の整合性欠く。 個人情報保護条例違反(自立支援医療取り扱い欠く「異議申立人」件) 市内の「整合性欠く」根拠は、大健こ第258・145・580・311号「不」件等々有。(＝大健こ第411号H26.10/22) 法律第123号(ＩＣＤ-10コード基準)当局見解の否認は、不法行為。 実施機関は、本件請求の趣旨を「当室が、異議申立人を、『精神障害者』と認定するもの」であると解し、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため、本件決定を行ったものである。
128	平成26年度 諮問受理第145号	平成27年1月8日 付け大総務監第86号	平成26年9月29日	大総務第e-162・e-19・e-20・e-52・e-264・e-185・e-62・e-63・e-64・e-65・e-202・e-169・e-107・e-193・e-108・e-267号「開却(特定不可)(14件)件、大総務第e-62・e-7・e-112・e-131・e-184・e-202・e-261・e-74号・e-109・e-193号「公却(特定不可)(11件)」件、大総務監第30・36号「開却(特定不可139号「公却」件、以上の情報公開G25件、監察部3件を時系列とうりの表示で求める。	総務局監察課	平成26年10月14日付け大総務監第57号 開示決定	・平成26年3月7日付け大総務監第139号による公開請求却下決定通知書 ・平成26年7月31日付け大総務監第30号による開示請求却下決定通知書 ・平成26年8月26日付け大総務監第36号による開示請求却下決定通知書	平成26年12月9日	障害者自立支援法(当時)違反。 大情審答申第272号否認する実施機関、特には、調査資料別表1・2否定した生活保護法第4条相違(趣旨の法律違反)の地公法第32条違反。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を、(え)欄に記載の決定通知書(監察課分3件)を求めていると解し、(き)欄に記載の保有個人情報を特定して、(か)欄に記載の決定を行った。
129	平成26年度 諮問受理第148号	平成27年1月15日 付け大生保生第1406号	平成26年9月11日	大生保生第1099・1170・1168・1294・1313・1314・1317号「自立支援医療(精神通院医療)の概要」F40の認定するもの求める。(大生保生第399号「不承認」件有)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年9月22日付け大生保生第802号 不存在による非開示決定	実施機関には「自立支援医療(精神通院医療)の概要F40」を認定する権限はなく、また実際に認定もしていないので、請求された保有個人情報は存在しないため	平成26年10月23日	別添「大生支第470号」不非開示件(H22.2/17)以降、市民の声No.1101-12232-001-01(局見解)、1101-11587-001-01(区見解)の相違具体的明確なH19.10/7「医療要否意見書」主張示すもの但し、生野区生活支援は、「神経症」が、「神経症性障害」決定事項「大生保生第811号」部公件有。大情審答申第272号調査資料別表1・2「大生支第113号」不件生野区生活支援は、法令上、「整合性」欠く、主張「一慣性欠く」、矛盾山散。「ＩＣＤ-10」相違。大健こ第258・145・311号「不」非公開は、生野区「部公」件相違。厚生労働省告示第158号(ネット上公開)「神経症」は、神経症性障害では無く、厚生労働省告示第4号(生活保護手帳)等々、「福祉のあらまし」(冊子) 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人をF40の病名に認定したものを求めているもの」であると解し、実施機関がそのように認定した事実はなく、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
130	平成26年度 諮問受理第149号	平成27年 1月15日 付け大生保生第 1408号	平成26年 9月11日	大生保生第1099・1170・1168・ 1294・1313・1314・1317号「自立支 援医療（精神通院医療）の概要」F 41認定するもの求める。（大生保生 第399号「不承認」件有）	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成26年 9月22日付け大 生保生第803号 不存在 による非開示決定	実施機関には「自立支援医療（精神 通院医療）の概要 F 41」を認定する 権限はなく、また実際に認定もして いないので、請求された保有個人情 報は存在しないため	平成26年10月23日	別添「大生支第470号」不非開示件（H22．2 / 17）以降、市民の声No.1101-12232-001-01（局見解）、1101-11587-001-01（区見解）の相違具体的明確なH19．10 / 7「医療要否意見書」主張示すもの但し、生野区生活支援は、「神経症」が、「神経症性障害」決定事項「大生保生第811号」部公件有。大情審答申第272号調査資料別表1・2「大生支第113号」不件生野区生活支援は、法令上、「整合性」欠く、主張「一慣性欠く」、矛盾山散。「 I C D - 10」相違。大健こ第258・145・311号「不」非公開は、生野区「部公」件相違。厚生労働省告示第158号（ネット上公開）「神経症」は、神経症性障害では無く、厚生労働省告示第4号（生活保護手帳）等々、「福祉のあらまし」（冊子） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人をF41の病名に認定したものを求めているもの」とであると解し、実施機関がそのように認定した事実はなく、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
131	平成26年度 諮問受理第150号	平成27年 1月15日 付け大生保生第 1410号	平成26年 9月11日	「レセプトー斉点検」した大生支第 470号不非開「他法活用検討依頼通知 欠如」件（社援保発第0929003号・社 援指発第0929001号＝大健福第1918号 件）や大福祉第3281号「非該当見解 より発行不適切の市民の声6点回 答」1点は、医師回答使用禁止（使 用しません）主張を争う生野区根拠 求む！	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成26年 9月22日付け大 生保生第804号 不存在 による非開示決定	実施機関は「医師回答の使用禁止 （使用しません）主張」を争ったこ とはないので、請求された保有個人 情報は存在しないため	平成26年10月23日	別添「大生支第470号」不非開示件（H22．2 / 17）以降、市民の声No.1101-12232-001-01（局見解）、1101-11587-001-01（区見解）の相違具体的明確なH19．10 / 7「医療要否意見書」主張示すもの但し、生野区生活支援は、「神経症」が、「神経症性障害」決定事項「大生保生第811号」部公件有。大情審答申第272号調査資料別表1・2「大生支第113号」不件生野区生活支援は、法令上、「整合性」欠く、主張「一慣性欠く」、矛盾山散。「 I C D - 10」相違。大健こ第258・145・311号「不」非公開は、生野区「部公」件相違。厚生労働省告示第158号（ネット上公開）「神経症」は、神経症性障害では無く、厚生労働省告示第4号（生活保護手帳）等々、「福祉のあらまし」（冊子） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「〇〇診療所の診療状況回答書を使用しないと争う根拠を求めているもの」とであると解し、同回答書を一貫して有効であると判断しており、争ったという事実はないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
132	平成26年度 諮問受理第151号	平成27年 1月15日 付け大生保生第 1412号	平成26年 9月11日	大生総第84・52号「件」（〇〇主張 する医療要否意見書）私の分「医療 要否意見書」での病状照会判断した 当該分「〃」求める。（一定以上の 病状満なすもの）	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成26年 9月22日付け大 生保生第806号 不存在 による非開示決定	医療要否意見書は、実施機関が「一 定以上の病状」と（満）見なすため のものではなく、またそのように見 なしたことはないので、請求された 保有個人情報は存在しないため	平成26年10月23日	別添「大生支第470号」不非開示件（H22．2 / 17）以降、市民の声No.1101-12232-001-01（局見解）、1101-11587-001-01（区見解）の相違具体的明確なH19．10 / 7「医療要否意見書」主張示すもの但し、生野区生活支援は、「神経症」が、「神経症性障害」決定事項「大生保生第811号」部公件有。大情審答申第272号調査資料別表1・2「大生支第113号」不件生野区生活支援は、法令上、「整合性」欠く、主張「一慣性欠く」、矛盾山散。「 I C D - 10」相違。大健こ第258・145・311号「不」非公開は、生野区「部公」件相違。厚生労働省告示第158号（ネット上公開）「神経症」は、神経症性障害では無く、厚生労働省告示第4号（生活保護手帳）等々、「福祉のあらまし」（冊子） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人を一定以上の病状とみなした医療要否意見書を求めているもの」とであると解し、意見書はそのような用途のものではなく、またみなしたという事実もないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
133	平成26年度 諮問受理第152号	平成27年 1月15日 付け大生保生第 1414号	平成26年 9月11日	大生保生第656号「証不承認」件は、軽微な誤字脱字の補正無く決定する大生保生第1440号「不非開示」件証正拒否主張から、「○○主張」神経性障害認定欠如誤りかの判断して、「神経症性障害」認定したものの求める。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年 9月22日付け大生保生第807号 不存在による非開示決定	実施機関は「神経性障害認定欠如誤りかの判断して『神経症性障害』」と認定したことはなく、請求に係る保有個人情報は存在しないため	平成26年10月23日	別添「大生支第470号」不非開示件（H22. 2 / 17）以降、市民の声No.1101-12232-001-01（局見解）、1101-11587-001-01（区見解）の相違具体的明確なH19. 10 / 7「医療要否意見書」主張示すもの但し、生野区生活支援は、「神経症」が、「神経症性障害」決定事項「大生保生第811号」部公件有。大情審答申第272号調査資料別表1・2「大生支第113号」不件生野区生活支援は、法令上、「整合性」欠く、主張「一慣性欠く」、矛盾山散。「ICD - 10」相違。大健こ第258・145・311号「不」非公開は、生野区「部公」件相違。厚生労働省告示第158号（ネット上公開）「神経症」は、神経症性障害では無く、厚生労働省告示第4号（生活保護手帳）等々、「福祉のあらまし」（冊子） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「『神経性障害認定欠如誤りかの判断して『神経症性障害と認定』したもの』を求めているもの」であると解し、実施機関がそのような認定をした事実はなく、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
134	平成26年度 諮問受理第153号	平成27年 1月15日 付け大生保生第 1416号	平成26年 9月11日	生野区生活支援の持つ、私の分「○○診療所」H17. 11 / 26・H18. 3 / 27「医療要否意見書」求む。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年 9月22日付け大生保生第809号 不存在による非開示決定	請求された年度の医療要否意見書については、保存年限を過ぎており廃棄済みのため	平成26年10月23日	別添「大生支第470号」不非開示件（H22. 2 / 17）以降、市民の声No.1101-12232-001-01（局見解）、1101-11587-001-01（区見解）の相違具体的明確なH19. 10 / 7「医療要否意見書」主張示すもの但し、生野区生活支援は、「神経症」が、「神経症性障害」決定事項「大生保生第811号」部公件有。大情審答申第272号調査資料別表1・2「大生支第113号」不件生野区生活支援は、法令上、「整合性」欠く、主張「一慣性欠く」、矛盾山散。「ICD - 10」相違。大健こ第258・145・311号「不」非公開は、生野区「部公」件相違。厚生労働省告示第158号（ネット上公開）「神経症」は、神経症性障害では無く、厚生労働省告示第4号（生活保護手帳）等々、「福祉のあらまし」（冊子） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「平成17年11月26日及び平成18年 3月27日の○○診療所に係る医療要否意見書を求めているもの」であると解し、請求された年度の医療要否意見書は保存年限を過ぎており廃棄済みであり実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
135	平成26年度 諮問受理第154号	平成27年 1月15日 付け大生保生第 1418号	平成26年 9月18日	6・7押印の私の件を保護課が正しいと示すもの求める。（9 / 18、○○職員は、保護課から、何の誤りとする指導も無い発言（略））	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年 9月30日付け大生保生第839号 不存在による非開示決定	生野区が実施した適切な診療状況照会について、福祉局保護課から「正しい」また「正しくない」とするような通知がなされた事実はなく、請求に係る保有個人情報については作成又は保有していないため	平成26年10月23日	別添「大生支第470号」不非開示件（H22. 2 / 17）以降、市民の声No.1101-12232-001-01（局見解）、1101-11587-001-01（区見解）の相違具体的明確なH19. 10 / 7「医療要否意見書」主張示すもの但し、生野区生活支援は、「神経症」が、「神経症性障害」決定事項「大生保生第811号」部公件有。大情審答申第272号調査資料別表1・2「大生支第113号」不件生野区生活支援は、法令上、「整合性」欠く、主張「一慣性欠く」、矛盾山散。「ICD - 10」相違。大健こ第258・145・311号「不」非公開は、生野区「部公」件相違。厚生労働省告示第158号（ネット上公開）「神経症」は、神経症性障害では無く、厚生労働省告示第4号（生活保護手帳）等々、「福祉のあらまし」（冊子） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「福祉局保護課が実施機関が行った診療状況照会を正しいと通知したものを求めているもの」であると解し、保護課からの「正しい」また「正しくない」とするような通知を受けていないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
136	平成26年度 諮問受理第155号	平成27年 1月15日 付け大生保生第 1420号	平成26年 9月29日	9 / 11の再請求（別添「ハ」は、条例違反する決定欠如）、大生保生第399・758号」不承認件は、大生保生第1099・1170・1168・1294・1313・1314・1317号「自立支援医療（精神通院医療）の概要」F42認定するもの求める。6・7押印根拠明確せよ！	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年10月14日付け大生保生第937号 不存在による非開示決定	実施機関には「自立支援医療（精神通院医療）の概要F42」を認定する権限はなく、また実際に認定もしていないので、請求された保有個人情報は存在しないため	平成26年10月23日	処分の取り消しを行い、「全面謝罪じゃありません」（○○主張「大生保生第529・766号」不非開示」件等々の「謝罪（H22. 2 / 19）を全面or一部の水掛論する根拠求める為、正確を決定せよ 大生支第470号「不非開示」件（H22. 2 / 17）・大生保生第251・1398・635・636・912・935号「不非開示」 大生保生第100・105・106・1260・1262・860・1396・1397・27・365・271・272・444・446・448・449・499・450・501・583・584・645・646・802・803・804・806・807・809・812・839「不非開示」件等々、大福祉第3281号「市民の声 6点○○回答」・大政第e - 43号「市民の声12点○○回答」・e - 8号「24区回答」等々（法第50条欠く） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人をF42の病名に認定したものを求めているもの」とであると解し、実施機関がそのように認定した事実はなく、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
137	平成26年度 諮問受理第156号	平成27年 1月15日 付け大生保生第 1422号	平成26年 9月29日	9 / 11の再請求（別添「ニ」は、条例違反する決定欠如）大生保生第399・758号「不承認」件は、大生保生第1099・1170・1168・1294・1313・1314・1317号「自立支援医療（精神通院医療）の概要」F43認定するもの求める。6・7押印根拠明確せよ！	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年10月14日付け大生保生第938号 不存在による非開示決定	実施機関には「自立支援医療（精神通院医療）の概要F43」を認定する権限はなく、また実際に認定もしていないので、請求された保有個人情報は存在しないため	平成26年10月23日	処分の取り消しを行い、「全面謝罪じゃありません」（○○主張「大生保生第529・766号」不非開示」件等々の「謝罪（H22. 2 / 19）を全面or一部の水掛論する根拠求める為、正確を決定せよ 大生支第470号「不非開示」件（H22. 2 / 17）・大生保生第251・1398・635・636・912・935号「不非開示」 大生保生第100・105・106・1260・1262・860・1396・1397・27・365・271・272・444・446・448・449・499・450・501・583・584・645・646・802・803・804・806・807・809・812・839「不非開示」件等々、大福祉第3281号「市民の声 6点○○回答」・大政第e - 43号「市民の声12点○○回答」・e - 8号「24区回答」等々（法第50条欠く） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人をF43の病名に認定したものを求めているもの」とであると解し、実施機関がそのように認定した事実はなく、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
138	平成26年度 諮問受理第157号	平成27年 1月15日 付け大生保生第 1424号	平成26年 9月29日	9 / 11の再請求（別添「ホ」は、条例違反する決定欠如）大生保生第399・758号「不承認」件は、大生保生第1099・1170・1168・1294・1313・1314・1317号「自立支援医療（精神通院医療）の概要」F44認定するもの求める。6・7押印根拠明確せよ！	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年10月14日付け大生保生第939号 不存在による非開示決定	実施機関には「自立支援医療（精神通院医療）の概要F44」を認定する権限はなく、また実際に認定もしていないので、請求された保有個人情報は存在しないため	平成26年10月23日	処分の取り消しを行い、「全面謝罪じゃありません」（○○主張「大生保生第529・766号」不非開示」件等々の「謝罪（H22. 2 / 19）を全面or一部の水掛論する根拠求める為、正確を決定せよ 大生支第470号「不非開示」件（H22. 2 / 17）・大生保生第251・1398・635・636・912・935号「不非開示」 大生保生第100・105・106・1260・1262・860・1396・1397・27・365・271・272・444・446・448・449・499・450・501・583・584・645・646・802・803・804・806・807・809・812・839「不非開示」件等々、大福祉第3281号「市民の声 6点○○回答」・大政第e - 43号「市民の声12点○○回答」・e - 8号「24区回答」等々（法第50条欠く） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人をF44の病名に認定したものを求めているもの」とであると解し、実施機関がそのように認定した事実はなく、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
139	平成26年度 諮問受理第158号	平成27年 1 月15日 付け大生保生第 1426号	平成26年 9 月29日	9 / 11の再請求（別添「へ」は、条例違反する決定欠如） 大生保生第399・758号「不承認」件は、大生保生第1099・1170・1168・1294・1313・1314・1317号「自立支援医療（精神通院医療）の概要」F 45認定するもの求める。6・7 押印根拠明確せよ！	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年10月14日付け大生保生第940号 不存在による非開示決定	実施機関には「自立支援医療（精神通院医療）の概要 F 45」を認定する権限はなく、また実際に認定もしていないので、請求された保有個人情報は存在しないため	平成26年10月23日	処分の取り消しを行い、「全面謝罪じゃありません」（○○主張「大生保生第529・766号」不非開示」件等々の「謝罪（H22．2 / 19）を全面or一部の水掛論する根拠求める為、正確を決定せよ 大生支第470号「不非開示」件（H22．2 / 17）・大生保生第251・1398・635・636・912・935号「不非開示」 大生保生第100・105・106・1260・1262・860・1396・1397・27・365・271・272・444・446・448・449・499・450・501・583・584・645・646・802・803・804・806・807・809・812・839「不非開示」件等々、大福祉第3281号「市民の声 6 点○○回答」・大政第 e - 43号「市民の声12点○○回答」・e - 8 号「24区回答」等々（法第50条欠く） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人を F 45の病名に認定したものを求めているもの」とであると解し、実施機関がそのように認定した事実はなく、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
140	平成26年度 諮問受理第159号	平成27年 1 月15日 付け大生保生第 1428号	平成26年 9 月29日	9 / 11の再請求（別添「ト」は、条例違反する決定欠如） 大生保生第399・758号「不承認」件は、大生保生第1099・1170・1168・1294・1313・1314・1317号「自立支援医療（精神通院医療）の概要」F 48認定するもの求める。6・7 押印根拠明確せよ！	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年10月14日付け大生保生第941号 不存在による非開示決定	実施機関には「自立支援医療（精神通院医療）の概要 F 48」を認定する権限はなく、また実際に認定もしていないので、請求された保有個人情報は存在しないため	平成26年10月23日	処分の取り消しを行い、「全面謝罪じゃありません」（○○主張「大生保生第529・766号」不非開示」件等々の「謝罪（H22．2 / 19）を全面or一部の水掛論する根拠求める為、正確を決定せよ 大生支第470号「不非開示」件（H22．2 / 17）・大生保生第251・1398・635・636・912・935号「不非開示」 大生保生第100・105・106・1260・1262・860・1396・1397・27・365・271・272・444・446・448・449・499・450・501・583・584・645・646・802・803・804・806・807・809・812・839「不非開示」件等々、大福祉第3281号「市民の声 6 点○○回答」・大政第 e - 43号「市民の声12点○○回答」・e - 8 号「24区回答」等々（法第50条欠く） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人を F 48の病名に認定したものを求めているもの」とであると解し、実施機関がそのように認定した事実はなく、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
141	平成26年度 諮問受理第163号	平成27年 1 月15日 付け大生保生第 1436号	平成26年10月23日	大生保生第838号「開却（明確かつ具体的ではない）」件は、答申第272号調査資料別表 1・2 と相違。生野区生活支援が、別表 1 市民の声回答（受付 H21．4 / 20）上「社発第272号 - 第 7」主張、別表 2「第13章病状把握について」表記、法律第123号「精神障害者」認定する私の分求める！	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年11月 5 日付け大生保生第1066号 不存在による非開示決定	実施機関が請求者を「精神障害者と認定」したことはないので、請求に係る保有個人情報は作成又は保有しておらず、実際に存在しないため	平成26年11月14日	大情審答申第332号「大福祉第1951号」不件、「大健福第6290号」不件、「大生保生第574号」不件、大情審答申第349号「大生保生第902号」不件、「大生保生第1085号」公件、等々の否認続行の職員 大個審答申第55・56・57・58号・60号・62号「各件」等々の整合性欠く。 個人情報保護条例違反（自立支援医療取り扱い欠く「異議申立人」件） 市内の「整合性欠く」根拠は、大健こ第258・145・580・311号「不」件等々有。（＝大健こ第411号 H26．10 / 22）法律第123号（ICD - 10コード基準）当局見解の否認は、不法行為。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人を精神障害者と認定したものを求めているもの」とであると解し、実施機関がそのような認定をした事実はなく、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
142	平成26年度 諮問受理第167号	平成27年2月6日 付け大福祉第3822号	平成26年12月22日	12月9日の福祉局総務課○○係長「嫁働能力」調査(「診療状況について(回答)」主張する私の情報求める。今更、全く不当な説明する理由要す。	福祉局総務課	平成27年1月5日付け大福祉第3319号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成27年1月13日	大情審答申第272・332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1317号」不件・「大福祉第1951号」不件・「大生保生第604・624・574号」不件、答申第345号「大生保生第902号」不件、等の神経症は、実際存在しないとうり、障害者自立支援法(ＩＣＤ-10)除外示したもの。 通院欠く、他法他施策の活用するもの欠くレセプト判定「大個審答申第57号」大福祉第3281号「市民の声回答6点」見解・大政第e-43号「市民の声回答12点」見解は、通院欠く為、自立支援医療の可能性無く、「診療状況について」の(回答)使用しているわけではない記載有り、大生保生第449号「不非開示(大福祉第3281号「6点」見解争わず)」件有。 大生保生第802・803・937・938・939・940・941号「不非開示」件(ＩＣＤ-10F40～45・48号見解)
143	平成26年度 諮問受理第169号	平成27年2月16日 付け大福祉第3932号	平成26年12月22日	H26.12/18「大健福第4090号(6054・1098号「○○」内訳)」社援保発第0330001号-(3)他法他施策の活用基づく、社援保発第0929003号・社援指発第0929001号の自立支援医療取り扱う通知が、条例第6～13条明示する「自立支援医療」扱う私の情報求む!	福祉局保護課	平成27年1月5日付け大福祉第3329号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成27年1月13日	大情審答申第272・332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1317号」不件・「大福祉第1951号」不件・「大生保生第604・624・574号」不件、答申第345号「大生保生第902号」不件、等の神経症は、実際存在しないとうり、障害者自立支援法(ＩＣＤ-10)除外示したもの。 通院欠く、他法他施策の活用するもの欠くレセプト判定「大個審答申第57号」大福祉第3281号「市民の声回答6点」見解・大政第e-43号「市民の声回答12点」見解は、通院欠く為、自立支援医療の可能性無く、「診療状況について」の(回答)使用しているわけではない記載有り、大生保生第449号「不非開示(大福祉第3281号「6点」見解争わず)」件有。 大生保生第802・803・937・938・939・940・941号「不非開示」件(ＩＣＤ-10F40～45・48号見解)
									実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「平成26年12月9日の面談の際の福祉局総務課○○係長の発言の説明を求めるもの」とであると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから(か)欄に記載の決定を行った。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「大健福4090により開示した『平成18年9月29日付け社援保発第0929003号、社援指発第0929001号厚生労働省社会・援護局保護課長、厚生労働省社会・援護局総務部指導監査室長通知『生活保護制度における他法他施策の適正な活用について』2-(1)-イ』及び『平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知『生活保護行政を適正に運営するための手引きについて』-(3)』及び請求書記載の各厚生労働省通知等に定められている手続きに則り、大阪市個人情報保護条例第6から第13条の規定に沿って実施機関が保有しているであろう異議申立人の個人情報を求めるもの」とであると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないことから(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
144	平成26年度 諮問受理第170号	平成27年 2 月26日 付け大市民啓第 277号	平成26年 1 月17日	大市民第6121号は、大福祉第3281号（市民の声No. 6 点「異議申立人の場合「非該当」言及）否定する自己情報求める。これまでの不承認理由が、条文のみ提示の自己情報具体性欠く。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年 1 月31日付け大市民第6216号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成26年 3 月12日	処分の取り消しを求め、「保有」する整合性や「不承認」理由不明の大市民第6126号、他大市民第6121号「不承認」繰り返し職員行為の「個人情報」根拠示すもの求める。「無診療」に他法優先不可能！（異議申立人の件） 大市民第6139・6167号「開」（〇〇弁護士分）は、「不当」の解明をも示している。 大市民第6176・6183号「開」「公」の同案関係は、6130号「不非開示」相違や6161号「不非開示」も相違。6181・6182号「却」（権利の濫用）は、情報公開（ＨＰ公）するものを情報提供拒否、等々の「矛盾だらけ」 同じく拒否する為、提供せよ。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「平成24年 1 月 4 日付け大市民第6121号で開示決定した『自立支援医療適用に係る行政行為について』が『大福祉第3281号』を否定する異議申立人に関する情報を求めているもの」とであると解し、当該情報が記載された公文書は存在しないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
145	平成26年度 諮問受理第171号	平成27年 2 月26日 付け大市民啓第 278号	平成26年 1 月17日	「個人情報保護条例解釈・運用の手引き」との取り扱い異なる「不」非開の上「不承認」が、「補正依頼」の上「請求満たさず」「特定出来ず」等々の数々続くが、何を自己情報「正確」当然なのかを 市民局「大市民第6121号」（職員）決定する私の分求める。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年 1 月31日付け大市民第6217号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成26年 3 月12日	処分の取り消しを求め、「保有」する整合性や「不承認」理由不明の大市民第6126号、他大市民第6121号「不承認」繰り返し職員行為の「個人情報」根拠示すもの求める。「無診療」に他法優先不可能！（異議申立人の件） 大市民第6139・6167号「開」（〇〇弁護士分）は、「不当」の解明をも示している。 大市民第6176・6183号「開」「公」の同案関係は、6130号「不非開示」相違や6161号「不非開示」も相違。6181・6182号「却」（権利の濫用）は、情報公開（ＨＰ公）するものを情報提供拒否、等々の「矛盾だらけ」 同じく拒否する為、提供せよ。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「平成24年 1 月 4 日大市民第6121号で開示決定した『自立支援医療適用に係る行政行為について』の根拠となる文書を求めるとともに、同開示文書の記載内容以外で異議申立人に関する弁護士見解が記載された文書を求めているもの」と解し、〇〇弁護士が見解を示すにあたり、判断を行った根拠については、個別の法令や通知に準拠したものではなく当然の法理から導いたものであると〇〇弁護士から伺っており、根拠となる個別の法令や通知にあたるものが存在せず、また、同開示文書の記載内容以外の異議申立人に関する記載についてはもともと存在していないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
146	平成26年度 諮問受理第175号	平成27年 2 月26日 付け大生保生第 1592号	平成26年11月28日	生野区生活支援が、浪速区生活支援へ、大生支第469号・生保生第73号・大生保生第218号等決定事項開示するケース記録票H20. 3 / 31・4 / 1「病名抑うつ状態」移管資料扱う理由求める。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年12月10日付け大生保生第1247号 不存在による非開示決定	生活保護受給者の転居などにより、新しい住所地の福祉事務所等への「移管資料」の内容について、請求にあるような「理由」を定めた事務取り扱いとはなっていないため、請求された保有個人情報は存在しない。	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反（当時）する生活保護法第 4 条違反。（地公法第32・33号違反）「実際存在しない」決定事項が、裁量権欠く為、医師への職権濫用（地公法第33条） 大福祉第3281号「市民の声 6 点 〇〇回答」発行不当行為。 「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員（嘱託医師）要綱」6 (2)は、精神疾患取り扱い規定が、区役所生活支援規定外示す（答申第272号 - 第 5 ）（ＣＷは、精神疾患取り扱いえず）答申第316号調査資料（大政第188・e - 358号） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「平成20年 3 月31日と 4 月 1 日の生活保護記録について、浪速区に移管した理由が記載されたものを求めているもの」とであると解し、どの資料を移管するかについては実施機関の裁量であり、特に異議申立人に限った取扱いをした事実はないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
147	平成26年度 諮問受理第182号	平成27年 3 月 6 日 付け大市民啓第 301号	平成26年 3 月12日	私の身に覚えの無い「弁護士の回答を不満」（異議申立人）主張している為、「記録」該当分請求する。（大市民第5223号「保有」示す）「○○弁護士記録票」は、職員問題指摘した判断しているのを私は、尊重した「調整」求め続けている「事実」は、市民の声出している。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年 3 月26日付け大市民第6277号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成26年 4 月 8 日	処分の取り消しを「不」非開示は、「開示」を、「是正請求」拒否は、「是正」を行わない事には、「不」と「是拒否」する相関関係欠如。市民局は、「補正依頼」が、大市民第6013・6139・6167・6121号の4点「保有」から、「請求満たさず」却下目的明白。実は、「不」非開示と考える。「生野区」は、非該当見解交付。（通知書A証言、ケース記録票他。）H20. 4 / 11職員の「主観的偏見」をまとめた大市民第6121号作成書面は、（大生支第469号）「ケース記録票」相違するのを平成21年度～共有。回答者不明を「弁護士の見解」大市民第6022号「諮」提出。生活保護法第4条「他法優先」は、「事実関係（レセプト）」基準。下記へ「詳細明示」大生支470号「不非開示」大生保生第635・636号「不非開示」1101-12232-00-01（保護課） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「平成25年 3 月15日大情審答申第332号の第5の9(1)の『弁護士の回答に納得をせず』という記載に対して『弁護士の回答に不満を示す記録』を求めているもの」であると解し、当該「弁護士の回答に不満を示す記録」は存在しないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
148	平成26年度 諮問受理第183号	平成27年 3 月 6 日 付け大市民啓第 302号	平成26年 3 月12日	大市民第6121号「開示する資料」の回答元求める。（「回答」との表記有り、誰から誰への回答明らかにするもの要す。）並びに回答根拠「自己情報」も求める。（該当者示すもの）	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年 3 月26日付け大市民第6278号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成26年 4 月 8 日	処分の取り消しを「不」非開示は、「開示」を、「是正請求」拒否は、「是正」を行わない事には、「不」と「是拒否」する相関関係欠如。市民局は、「補正依頼」が、大市民第6013・6139・6167・6121号の4点「保有」から、「請求満たさず」却下目的明白。実は、「不」非開示と考える。「生野区」は、非該当見解交付。（通知書A証言、ケース記録票他。）H20. 4 / 11職員の「主観的偏見」をまとめた大市民第6121号作成書面は、（大生支第469号）「ケース記録票」相違するのを平成21年度～共有。回答者不明を「弁護士の見解」大市民第6022号「諮」提出。生活保護法第4条「他法優先」は、「事実関係（レセプト）」基準。下記へ「詳細明示」大生支470号「不非開示」大生保生第635・636号「不非開示」1101-12232-00-01（保護課） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「平成24年 1 月 4 日付け大市民第6121号で開示決定した『自立支援医療適用に係る行政行為について』の根拠となる文書を請求しているもの」であると解し、当該「根拠となる文書」は存在しないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
149	平成26年度 諮問受理第184号	平成27年 3 月 6 日 付け大市民啓第 303号	平成26年 3 月12日	人権啓発センターは、○○弁護士の判断する「発行に際する必要性の相当理由」(無いなら、不相当より、別の問題とも判断＝「当然の法理」主張した6107号「理由説明書」)求める。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年 3 月26日付け大 市民第6279号 不存在に よる非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成26年 4 月 8 日	処分の取り消しを「不」非開示は、「開示」を、「是正請求」拒否は、「是正」を行わない事には、「不」と「是拒否」する相関関係欠如。市民局は、「補正依頼」が、大市民第6013・6139・6167・6121号の4点「保有」から、「請求満たさず」却下目的明白。実は、「不」非開示と考える。「生野区」は、非該当見解交付。(通知書A証言、ケース記録票他。)H20. 4 / 11職員の「主観的偏見」をまとめた大市民第6121号作成書面は、(大生支第469号)「ケース記録票」相違するのを平成21年度～共有。回答者不明を「弁護士の見解」大市民第6022号「諮」提出。生活保護法第4条「他法優先」は、「事実関係(レセプト)」基準。下記へ「詳細明示」 大生支470号「不非開示」 大生保生第635・636号「不非開示」1101-12232-00-01(保護課) 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「○○弁護士の判断する『発行に際する必要性の相当理由』に対する○○弁護士の相談記録票の見解(内容)の根拠となる文書を請求しているもの」であると解し、○○弁護士が見解を示すにあたり、判断を行った根拠については、個別の法令や通知に準拠したものではなく当然の法理から導いたものであると○○弁護士から伺っており、根拠となる個別の法令や通知にあたるものが存在せず、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
150	平成26年度 諮問受理第185号	平成27年 3 月 6 日 付け大市民啓第 307号	平成26年 3 月24日	大市民第6121号「開」(職員作成の)「不相当な理由」分かるもの求める。(当書面記述の為、保護課との調整なり実施後の作成考える。→保護課見解?)補正依頼応ずる理由欠く。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年 4 月 7 日付け大 市民啓第 3 号 不存在に よる非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成26年 4 月11日	処分の取り消しを求め、「有効性」該当する私の個人情報特定せよ。 大市民第6022号「諮」、1410-20018-001-01、1410-20019-001-01、等々「個人」主張有。 大生保生第1396・1397・1398号「不非開示」、1262号「不非開示」、15・16・17号「不非開示」等々からは、「6・7貼る」私の情報欠如より、闇雲に発行示す。「まとめる」私の情報を「神経症」重度かつ継続する高額治療者の分求める。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「平成24年 1 月 4 日付け大市民第6121号で開示決定した『自立支援医療適用に係る行政行為について』の『不相当の理由わかるもの』を求めているもの」であると解し、○○弁護士が見解を示すにあたり、判断を行った根拠については、個別の法令や通知に準拠したものではなく当然の法理から導いたものであると○○弁護士から伺っており、根拠となる個別の法令や通知にあたるものが存在せず、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
151	平成26年度 諮問受理第186号	平成27年 3 月 6 日 付け大市民啓第 308号	平成26年 3 月24日	大市民第6139号「開示」する「 ○弁護士相談記録票」大市民第 6121号「開示」する「職員まとめ作 成」の一致する「点」求める。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年 4 月 7 日付け大 市民啓第 4 号 不存在に よる非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又 は取得しておらず、実際に存在しな いため。	平成26年 4 月11日	処分の取り消しを求め、「有効性」該当する私の個人情報特定せよ。 大市民第6022号「諮」、1410-20018-001-01、1410-20019-001-01、等々「個人」主張有。 大生保生第1396・1397・1398号「不非開示」、1262号「不非開示」、15・16・17号「不非開示」等々からは、「6・7貼る」私の情報欠如より、闇雲に発行示す。「まとめる」私の情報を「神経症」重度かつ継続する高額治療者の分求める。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「平成24年 1 月 4 日付け大市民第6121号で開示決定した『自立支援医療適用に係る行政行為について』の内容を不満とし、○○弁護士の見解に関する文書について、事実と合致せず、弁護士見解が矛盾することを主張し、その根拠となる文書を求めているもの」と解し、○○弁護士が見解を示すにあたり、判断を行った根拠については、個別の法令や通知に準拠したものではなく当然の法理から導いたものであると○○弁護士から伺っており、根拠となる個別の法令や通知にあたるものが存在せず、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
152	平成26年度 諮問受理第187号	平成27年 3 月 6 日 付け大市民啓第 309号	平成26年 3 月24日	大市民第6255号「決定書」の「一般的 な不平不満」分かるもの求める。 (不承認事案は、条例第50条規定する「 具体的理由(個人情報欠く)分からず」)	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年 4 月 7 日付け大 市民啓第 5 号 不存在に よる非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又 は取得しておらず、実際に存在しな いため。	平成26年 4 月11日	処分の取り消しを求め、「有効性」該当する私の個人情報特定せよ。 大市民第6022号「諮」、1410-20018-001-01、1410-20019-001-01、等々「個人」主張有。 大生保生第1396・1397・1398号「不非開示」、1262号「不非開示」、15・16・17号「不非開示」等々からは、「6・7貼る」私の情報欠如より、闇雲に発行示す。「まとめる」私の情報を「神経症」重度かつ継続する高額治療者の分求める。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人に係る異議申立てを却下した決定書である平成26年 3 月20日付け大市民第6255号において記載した『一般的な不平不満』の内容が分かるものを求めているもの」と解し、異議申立人が「一般的な不平不満」分かるものとして請求している公文書や個人情報自体は存在せず、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。